

# 地域と農業

会報

第 32 号

Jan. 1999

*Winter*

特集  
新農業基本法・最終答申と  
北海道農業の進路



霧多布凧屋センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館



北の大地で芽をだし20年、  
 今では大地にしっかり根をはり  
 大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。  
 北海道で生まれ、北海道で育った私たち、  
 これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける  
 企業でありたいと考えます。

**歴史と人と未来を結んで**

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工  
 パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作  
 映像やコンピュータ装置による観光案内施設  
 看板・標示板などのサイン計画

**株式会社 現代ビューロー**  
 GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F  
 TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

# 地域と農業

表紙写真：羊蹄山

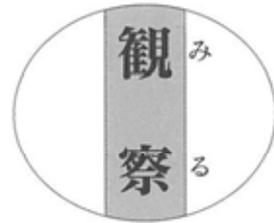
提供：有)フォトワークス  
フリーク



Vol.32

—目次—

2	<b>みる</b>	<b>NPO法と地域社会</b> 北海道地域農業研究所 事務局長 <b>高橋 智</b>
4	<b>特集</b>	<b>新農業基本法、最終答申と北海道農業の進路</b> 新たな基本法への期待と不安 —基本問題調査会最終答申を読んで— 北海道大学 農学部 教授 <b>太田原高昭</b>
4		基本問題調査会答申にみる農業の国際化対応 酪農総合研究所 所長 <b>天間 征</b>
11		座談会 「食料・農業・農村問題調査会」最終答申の 問題点と北海道農業の対応
18		
40	<b>Essay</b>	「いただけない話」その4 消費生活アドバイザー <b>赤城 由紀</b>
43	<b>連載No.18</b>	あのマチ・このムラ地域おこし活躍中 網走市の事例 21世紀に向けた農業振興計画の策定作業進行中 特別研究員 <b>中谷 隆</b>
48	<b>解説</b>	消費者意識の矛盾と食品表示 札幌大学 経済学部教授 <b>岩崎 徹</b>
54	<b>ときの話</b>	新農業基本法と価格政策 拓殖大学北海道短期大学 元教授 <b>塩沢 照俊</b>
58		お知らせ・掲示板
60		DATA FILE・編集後記



# NPO法と地域社会

北海道地域農業研究所

事務局長 高橋 智

NPO法（特定非営利活動促進法）が昨年三月一日に成立し、一二月一日から施行されることとなった。

日本においても阪神・淡路大震災のボランティア活動が注目を集め、その後さまざまな市民活動が活性化してきた。このような社会背景の中で、NPO法が施行され、ボランティア団体等が、ようやく法人として社会活動が可能となった。今のところ、この法施行に対する世間の関心度が今一つ弱いと言われているが、それでもその社会的意義は大きく、今後この法律の有効活用が期待されている。

ここでこの法律の内容を概観すると、まず非営利活動を一二種類に限定（特定）し、法で定める活動範囲で社員（構成員）が一〇名以上集まり、法律で定めている「認証」要件を満たして所轄都道府県に設立申請

すると「認証」されること、資産による制限は一切なく、役員の中で報酬を受ける者は、役員総数の三分の一以下に制限されている。

一方、議員立法で成立したこの法律も、当初「市民活動促進法案」であったものが、審議過程で「市民活動」を「特定非営利活動」に変更され、「非営利活動」という実務家にとって面倒な判断が伴い、課税上の優遇措置もなく、申請時に暴力団等の組織を如何に排除するか等の問題点の指摘もあるが、同時にこの法律が施行後三年以内に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることになっているのも、大きな特徴と言える。併せて法案審議の中で、民法三四条の公益法人を含め、営利を目的としない法人制度を今後総合的に検討するとの付帯決議がなされたのも、注目しなけ

ればならない。

そもそもNPO（非営利組織）が何故発生したのか、又その意義等については様々な議論があり、このことについての検討も勿論重要だが、ここでは施行後の活用や影響を考えてみたい。

例えば、現在どの地域にとつても課題となっている高齢者福祉活動や、地域活性化問題を考えるとき、この課題解決には、行政や関係機関の活動を補完する木目細かなNPO活動が伴うなら、より良い効果を期待できると容易に想像できるであろう。

もとよりこのNPO活動は、内容によっては行政の支援なしでは困難を極めるであろうし、また地域社会への貢献では、当然協同組合との連携もクローズアップされる。実際NPOと協同組合との連携の必要性については、既に多く論じられており、端的に言えばアメリカ力では「共益」を目的とする協同組合と、「公益」をそれとするNPOとはフィールドが違うとする見方が一般的だが、これに対してヨーロッパでは、幅広くNPO・協同組合を集合体（非営利セクター）として第三の経済主体に位置づけ、育成していると言える。

日本の今回のNPO法は、アメリカ型の考えによる法律となったが、今後はヨーロッパ型の思想が世界で大勢を占めるであろうとする見方が優勢である。現実

に目を向けると、協同組合は協同組合原則に、新たに「地域社会への係わり」を加え、自らの活動指針としたところである。それは人的結合体の協同組合が組合員のワクを越え、地域に住む人々の結び付き、人々の交流を通じて地域社会を形成するため、その活動主体となろうとするものであり、これは明らかに、NPO活動目的と共通する部分がある。

この場合のその地域社会は、「人と人の繋がりを基礎とした生命の再生産の場」を目指し、ここでは、コミュニティの価値を経済の価値より上におき、市場優先主義経済の反省のもとに、人間の社会生活に適合的な経済を追求されることになるであろう。

協同組合が様々な事業とともに、この様な取り組みを進めるのであるなら、地域コミュニティを基盤に組織化が必要であり、これもNPOとの共通基盤である。そうであるなら、地方自治体・協同組合ともに自らが支援の中心となってNPOを育成し、それと積極的に連携することが今後の検討課題となると考えられる。

NPO法の施行を契機に、住み良い地域社会の形成に向かってNPOと相連携して前進することを期待する。

# 新農業基本法・最終答申と 北海道農業の進路

昭和三十六年（一九六一年）に農業基本法が制定されてから、三十七年が経過した。この間、わが国を取り巻く内外の情勢は激変した。このため、国では二一世紀に対応する新農業基本法を制定するため、「食料・農業・農村基本問題調査会」に対し平成九年四月一八日「食料・農業及び農村に関わる基本的な政策に関し必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について、貴調査会の意見を求める」との諮問を行った。

同調査会では、平成九年一二月に中間取りまとめを公表したが、このたび平成一〇年九月本答申を国に提出、公表した。

この答申は極力長期的な見通しを踏まえながらも、基本的には予測可能と考えられる二〇一〇年程度までの期間を想定して取りまとめられている。

政府ではこの答申を受けて「新農業基本法」を次期通常国会に提出すべく作業を進めている。本特集では、この基本問題調査会の答申をめぐって問題を提起し、論議を展開していただいた。

## 新たな基本法への期待と不安

―基本問題調査会最終答申を読んで―

北海道大学農学部 教授 太田原 高昭

### 一・最終答申に至る経過と私たちの主張

新しい農業基本法（食料・農業・農村基本法となるようだ）の制定作

業は、平成八年「農業基本法に関する研究会」の論点整理を受けて、総理大臣の諮問機関である「食料・農業・農村基本問題調査会」（木村尚

## 大田原 高昭(おおたばら たかあき)さん



▲大田原 教授

### 略歴

- 1939年 福島県会津若松市生まれ
- 1963年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
- 1966年 北海道大学農学部農業経済学科博士課程修了  
北星学園大学経済学部講師
- 1971年 北海道大学農学部
- 1977年 農学博士
- 1990年 北海道大学農学部農業経済学科教授  
(農協論講座担当)

### 主な役職

- 北海道農業会議常任委員
- 北海道農業振興審議会委員
- 生活協同組合コープさっぽろ監事
- 北海道地域農業研究所理事

### 主な著書

- 「地域農業と農協」(1979年日本経済評論社)
- 「明日の農協」竹内哲夫教授と共著(1986年農文協)
- 「国際農業調整と農業保護」共著編(1990年農文協)
- 「系統再編と農協改革」(1992年農文協)
- 「北海道農業の思想像」(1994年北海道大学図書刊行会)

三郎会長)がスタートし、平成九年(二月)にはその「中間とりまとめ」が発表され、一〇年九月に最終答申が行われた。私たちはこの調査会に北海道からのメンバーが入っていないなかったこともあって、平成八年に「北海道農業・農村基本問題研究会」(事務局・北海道地域農業研究所)を発足させ、北海道の立場から現行農基法の総括と新しい基本法のありかたについて研究を進めてきた。

平成一〇年九月には、基本問題調査会の中間とりまとめに対する意見書「農業基本法下の北海道農業―新たな基本法に向けて―」を発表し、木村会長宛に送付した。中間とりまとめの詳しい内容については触れるスペースがないが、よく知られているようにそこでは次の四点について委員会の意見の一致がみられず、両論併記となっていた。

- ①食糧安定供給確保において国内農業を基本と位置付けるかどうか
- ②食糧自給率を政策目標とするかどうか
- ③株式会社に農地取得の権利を認めるかどうか
- ④中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか

このような基本スタンスにかかわる問題について意見の一致がみられないという事は、明らかに調査会における議論不足であり、調査会が論点を十分に整理しないまま食糧部会、農業部会、農村部会に別れて各論に入ってしまった欠陥のあらわれである。またそれは論点整理を任務としていた「農業基本法に関する研究会」が、「なぜ基本法を変えるのか」という根本問題を曖昧にしたことの当然の結果でもあった。現行基本法を変えなければならなくなったのはガット農業合意とそれに基づくWTO協定を日本政府が受諾した結果、価格安定政策や国境措置など現行基本法の核心部分を維持し得なくなったからであり、そのことを明確にすれば論点はおのずから絞られたはずである。

このような見地に立つ私たちの意見書の内容は要約すれば次のようなものであった。

- ①国内農業生産をわが国の食料供給の基本として位置づけること

- ②食料自給率向上の目標数値を設定すると共に作自別の長期的生産目標を明示すること
- ③一定の国境措置および価格支持政策を継続すること
- ④直接所得補償政策は中山間地だけでなく平場の大規模専業経営をも対象にすること
- ⑤株式会社社の農地取得を認めず農地法の理念を守ること

## 二. 最終答申は私たちの主張

### にどれだけ答えたか

#### (一) 理念と政策的裏づけの乖離

農業・農村基本問題調査会には全国の自治体や農業団体、消費者団体などから数百の意見書が寄せられ、その内容のほとんどが私たちの主張と基本的に同意旨のものであった。そのこともあって平成一〇年九月に提出された最終答申は、中間答申に比べれば国内農業の再生という理念において前進があったと評価してよい。ここでは、上記の五点を中心に、最終答申がこうした国民の声にどこまで答えているかを検討するが、それに先立って全体のトーンについて一点だけ指摘しておきたい。それは先に述べた「なぜ基本法を変えるのか」という根本問題の認識についてである。

答申は「進歩と発展の明るい高度成長期から一転して、世界的に危機意識と不透明感が強まる中において、戦後の農政を形づくってきた制度の全般にわたる抜本的な見直し、二一世紀を展望しつつ国民全体の視点に立った食糧・農業・農村政策の再構築が、今なされねばならない」という抽象的な文章を掲げるだけで、WTO協定と現行基本法との不整合については依然として言及を避けている。このことが北海道の専業農家群をはじめとする農業者の陥っている困難な事態についての政府の責任

をあいまいにし、答申全体を通して理念と政策的裏付けの乖離という論理矛盾をもたらしている。

#### (二) 国内農業重視の理念と食料自給率

中間答申において両論併記とされた国内農業の位置づけについて、最終答申は第二部「具体的政策の方向」の第一項目に「総合食糧安全保障政策の確立」を掲げ、「食料の輸入依存度を更に高めることは我が国の食料供給構造をより脆弱にすること、資源の制約の強まる地球社会において自国の農業資源を有効活用することは各国の責務であること等から農業構造の変革等による生産性の向上を図っていくことを前提に、国内農業生産を基本に位置づけて、可能な限りその維持・拡大を図っていくべきである」と、条件付きながら国内農業生産を基本とする立場を鮮明にしている。この点では私たちの意見が取り入れられたとしてよいであろう。

しかし、国内農業の維持・拡大の指標となる食料自給率については「それは食料政策の方向や内容を明示するものとして、意義があるものと考えられる」と述べるに止まっており、期待された数値目標の設定は見送られた。「自給率」という概念自体があいまいで使うべきでない」という意見もあった中間答申にくらべれば一歩前進であるが、目標値の設定を要求した私たちの意見には答えていない。

また自給率向上の方策について、答申では「食料自給率の水準は、国内で生産される食料を国民が消費するという過程を通じて決まるので、食料自給率の維持向上を図るためには、国内生産・国内消費の双方にわたる対応が必要となる」「食料が国民の自由な選択を通じて消費されるものであることを踏まえ、農業者をはじめ関係者のそれぞれが問題意識を持って具体的な課題に主体的・積極的に取り組むことの成果として、維持向上が図られる性質のものである」という裏た分かりにくい説明をしている。これでは自給率向上の課題を農業者と消費者に押し付け、政

府の責任を免除していると批判されても仕方ないのではないか。新しい基本法には自給率の数値目標を明示し、それを実現する国の政策プログラムを明確に提示すべきである。

### (三) 価格支持政策と国境措置のゆくえ

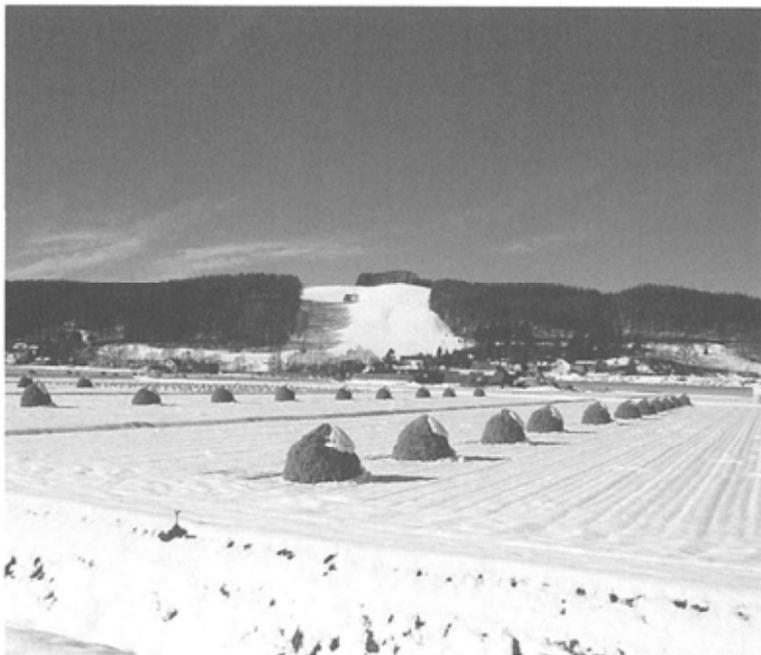
総合的な食料自給率向上の達成はひとつ一つの品目の自給率向上の総和であるから、それをどのように誘導するのが示されなければおおよそ政策とはいえない。私たちの意見書はそのために「貿易ルールが変化する場合においても価格支持政策と国境措置は、引き続き農政の基本であり、長期見通しとともに、作目ごとに支持価格の水準と目標期間、数量等を明らかにして、農業の再生産が保証されるような措置を講ずる」ことを要求していた。それに対する回答は「価格政策における市場原理の「一層の活用」であり、米麦をはじめ乳製品、砂糖、大豆等の価格政策の制度や運営の見直しである。輸入農産物に対する国境措置の記述は「内外価格差の縮小を図り、国産農産物の販路を確保・拡大していく必要がある」と述べられているだけである。これは価格支持政策と輸入制限的な国境措置を禁じたWTO協定順守の表明であると思われるが、その下でどのようにして「国内農業生産の維持・拡大」「自給率の向上」を図っていくのかという肝心なことが答えられていない。

### (四) 消えた直接所得補償の概念

中間とりまとめでは中山間地域への農業対策として直接所得補償の政策手法を導入するかが論点となっていた。私たちは、ヨーロッパにおける直接所得補償政策が、共通農業政策改革以後は単なる条件不利地域対策ではなくすべての農業地域、経営を対象とする普遍的なものとなっていることにかんがみ、この問題を中山間地域に限定して論ずること自体を批判し、北海道の専業農家群の現況を念頭におきつつ「平場における大規模専業経営を対象とした直接所得補償施策を併せて、国民の

合意の下、導入する」ことを要求していた。

最終答申では「中山間地域等での…担い手農家等が継続的に適切な農業生産活動を行うことに対して直接支払いを行う政策については、…新たな公的支援策として有効な手法の一つである」としてその意義を認めている。しかし多くの条件が付されているように、導入に対して積極的であるとは思えないし、問題を中山間地域に限定する姿勢にも変化がみ



▲芽室町豆畑

られない。さらに「直接所得補償」から「直接支払い」へと用語が変わったことも新たな問題点であるが、この点については後述したい。

### (五) 株式会社の農地取得について

株式会社の農地権利取得について最終答申は①農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある②周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず集団的な活動によって成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある、という二つの理由を挙げて、「株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めることには合意は得難い」としている。

しかしすべての株式会社に拒否的ではなく、現在の農業生産法人や農家が株式会社形態をとるなど「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少なくない」と考えられる形態については、株式会社が土地利用型農業の経営形態の一つとなることを認めるとしており、出口を一つ残す答申となった。

私たちは「家族による農業経営を基本とした農地法の基本理念を継続すべき」ことを主張しており、この問題は、株式会社を担い手として想定しなければならぬような家族経営の衰退をどのようにして防ぐのかという基本命題に正面から答えることが解決への道であると考えている。

## 三. 新しい基本法に期待するもの

### (一) 新しい農業保護政策の明示

基本問題調査会の答申は、「我が国農業の食料供給力の強化」「農業・農村の多面的機能の十分な発揮」「地域農業の発展可能性の追求・現実化」という政策目標・理念を掲げながら、それをどのようにして実現するのかという政策的裏付けに乏しく、農業者、国民の期待にこたえるもの

にはならなかった。このような不十分な指針の下で新しい基本法がどのようなものになるのかについては不安がつきまとうが、ここであらためて私たちが新しい基本法に期待しているものについて述べておきたい。

それは「新しい農業保護政策を明示すること」に尽きると言ってもよいだろう。現行基本法は第一条に「国は、重要な農産物については：価格の安定を図るため必要な施策を講ずる」ことを定め、また第一三条で農産物の輸入によって国内農産物の生産に重大な支障が発生する場合には「関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずる」ことを政府に義務づけている。この価格安定政策およびWTO協定の受け入れによってそれを維持することが出来なくなり、基本法全体を変えざるを得なくなつたというのが現在の事態の本質である。価格政策や国境措置が残るとしてもそれがこれまで果してきたような所得形成効果はWTO体制の下ではもはや期待し得ない。それならばそれに代わる新しい農業保護政策を明示することが政府の責任であらう。

周知のように、EUはガット農業合意という「農業政策の突然の変更に伴う農家の損失を補う」ため直接所得補償を導入するという分かり易い政策に転換し、農業者と国民の合意を得ている。所得「補償」という用語にはそうした国家責任を認めるニュアンスが含まれている。基本問題調査会の答申はついに国の責任を問うことなく、直接所得補償を中間地対策に限定したうえ、用語まで「直接支払い」に変えてしまった。新しい基本法では、政策変更についての国家責任を認め、新しい有効な農業保護政策を明らかにすべきである。

### (二) 「所得確保対策」の内容の発展

その点で今回の答申の中に手掛かりを求めるとすれば「意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入」の項目であらう。これは「価格政策に市場原理を一層活用すること」とセットになっており、価格の大幅な下

落によって「大規模な経営等意欲ある担い手の経営が大きな打撃を受ける」ことを防ぐため「価格低落時の経営への影響を緩和するための所得確保対策を講じていくべきである」というものである。

所得確保が個々の品目ごとの不足払い的手法で行われるのか、中間とりまとめでの「経営安定対策」のように農業経営単位で行われるのか、またその水準はどのくらいなのかなどの内容は全く示されていないが、北海道の大規模専業農家には強い期待を抱かせる項目である。ぜひともそうした期待に沿う方向でその内容を発展させるべきである。

その内容を先取りして示しているのが平成九年度から発動している「新しい米対策」であるという見方があるが、米対策の基本は保険方式であり、しかも補填の基準となるのが直近の市場価格の平均値となっている。保険方式は偶発的な価格変動に対しては意味をもつが、傾向的な低落が予想される場合には有効な所得確保対策とはなりえない。所得確保の考え方はやはりE.U.的な「所得補償」の原理に立つべきであろう。

### (三) WTO再協定へのスタンス

新しい基本法は二一世紀のわが国農政の骨格をつくるものであると同時に、二〇〇〇年のWTO再協定への国としてのスタンスを決める重要な意味をもっている。その点で答申がWTO再協定交渉について全く触れていないことに疑問が残るし、そのことが答申全体の迫力を欠く結果になっている。

わずかに最後のところで「国際規律との整合性」の項目があり、「国際規律又は国際ルールの形成に当たっては、我が国の立場や主張を最大限に反映させるとともに、国際規律等が形成された後においては、国内政策の立案に当たり、国際規律等との整合性に留意する」と述べられている。わが国の憲法は国内法に対して国際法優先の立場をとっており、この文章の後半は言わずもがなのことである。

アメリカやE.U.の農政改革は当然二〇〇〇年のWTO交渉を強く意識



▲芽室可馬鈴薯収穫機風景

しており、アメリカはEUの直接所得補償を生産刺激政策として攻撃し、関税自由化を主張することが予測される。調査会答申がそのために直接所得補償に触れていないのであればあまりに受け身の姿勢であると言わざるをえない。食料の安全保障を確保し自給率を引き上げるためにはむしろ「生産刺激政策」こそが必要なのであり、新しい基本法においてはそうした輸入国の立場と論理を明記して、国際交渉に対する不遑転の決意を政府に促すことが必要である。

#### (四) 北海道からの発信を継続せよ

調査会が北海道農業をどのように評価し、二一世紀の日本農業の展望の中にとり位置付けるのかを明らかにして欲しいというのが、私たちの要求書の基本的な主張であったが、そのことについては「特定の地域についての検討はしない」ということで最終答申においても見送られている。しかし、北海道の農業は以上で述べてきたことについて最も直接的な関連をもつだけでなく、次のような諸点についても府県とはかなり異なる立場に立っている。

第一に食糧自給率を高めるうえでの役割である。食糧自給率を高めるためには小麦、大豆、甘味資源などの畑作物の生産拡大が不可欠であるが、これらの作物の生産は主として北海道で行われており、北海道対策が明確にされない限り、自給率を維持拡大し総合食糧安全保障を確立する展望を開くことはできない。「地域の実情に応じた役割分担」というような表現ではこうした基本的課題に切り込んだことにならない。

第二に農地数量の明確化についてである。中間とりまとめの段階では「必要な農地数量を明確化すべき」とされていたが、最終答申では「必要な農地の確保の方針」と表現が変わり、数値目標は見送られた。そのことが自給率の維持拡大の具体策をきわめてみえにくくしているだけでなく、全国農地面積の四分の一を保有している北海道農業の位置付けを低める結果になっていることを重視する必要がある。

第三に農業団体のあり方である。答申は地域農業の後退、兼業農家の増大を背景に「合併統合等による組織の簡素化や合理化」が必要としているが、北海道では農家数の減少にもかかわらず農業生産は増大しており、農業団体にもいっそうの機能発揮が求められている。すでに道内農協組織は全国方針とは異なる方向を選択しており、見直しにあたっても全国画一的な方向づけを行うことは避けなければならない。

最終答申が出され、調査会の任務は終了したが、新しい基本法の法案づくりはこれからであり、その制定には国会での審議が必要である。また基本法改定には多くの関連法の改定が伴う。それに向けて北海道からの発信をさらに強めていくことが大切である。

(注) 本文は、北海道地域農業研究所編「二一世紀の北海道農業と農村」(北海道協同組合通信社)の第V章を一部要約したものである。詳しくは、同書を参照していただければ幸いです。(太田原)



▲四十雀

# 基本問題調査会答申にみる農業の国際化対応

酪農総合研究所 所長 天間 征

## 一、「調査会答申」にみる

### 国際化対応のスタンス

今回の新農業基本法についての協議には、この法律の三七年間にわたる施行過程の「制度疲労」に加えて、平成五年一二月におけるワット・ウルグアイラウンド農業協定の受諾が直接的な再検討の契機になったものと考えられている。さきに出された農政審議会「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」(平成六年八月)では、このウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う影響を極力緩和するため、「農業基本法の見直し問題」についても、速やかに検討体制を整備すべきである」として、この報告書を結んでいる。

このような背景をもった食料・農業・農村基本問題調査会での一年有余の審議ではなかったかと思われるが、「最終答申」をみる限り、近年とみに厳しさを増してきている農産物貿易の自由化問題や国際競争の激化傾向に対応する、今後のわが国農政の基本的姿勢が十分明らかにはなっていない。農産物の貿易政策は、これまではわが国農政にとってマイナーな部分であったかもしれないが、カロリーベースで五八%もの農産物を海外においている現状や、各国の農政がウルグアイ・ラウンド協定の国際的規律との整合性を重視しつつあるという現状に照して、貿易政

策を含めてのわが国の国際化対応戦略は、「最終答申」において、優に一章を形成するに足りる重要課題であると思うのだが……。

現行農業基本法では輸入農産物への対処の方向を示した第一三条(…農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、その生産に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、…関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする)、および農産物の輸出の振興を謳った第一四条(国は、農産物の輸出を振興するために輸出に係わる農産物の競争力を強化するとともに、輸取出引の秩序の確立、市場調査の充実、普及宣伝の強化等必要な施策を講ずるものとする)とを有している。

なぜ今回の「最終答申」において、わが国農政の国際化対応の基本姿勢を十分明らかにしなかったかの、調査会内部の事情は判らないが、次期WTOの国際的交渉を目前に控えているという事情や、相手の出方をうかがってこちらの対応を考へるといふ従来からの日本農政の受身の姿勢、さらには、一定の国境保護措置がなければ、日本農業は国際的自由競争の中で生き続けることができない、などという諸事情が背景にあったことではなかったかと忖度している。

貿易自由化に伴う国際化対応への基本姿勢を、今回の答申が陽表的に示していない今ひとつの理由として考えられるのは、その第一部での

## 天間 征 (てんま ただし)さん



▲所長 天間 征

昭和3年(1928年)8月2日生まれ

昭和28年3月 北海道大学農学部経済学科卒業  
昭和28年4月 農林省北海道農業試験場経営部研究員  
昭和30年10月 農林省農業技術研究所経営土地利用部研究員  
昭和36年9月 米国コーネル大学大学院出向  
昭和41年4月 帯広畜産大学畜産学部教授  
昭和50年5月 国連食糧・農業機構の農業専門家として出向  
昭和59年6月 北海道大学農学部経済学科教授  
平成5年5月 株式会社酪農総合研究所所長

学位 : 農学博士、マスター・オブ・サイエンス

主要著書: 定量分析による農業経営学 明文書房 昭和41年  
70年代農業の条件 富民協会 昭和48年  
農村再開発と地域計画 明文書房 昭和51年  
国際化時代の北海道農業 農文協 平成元年  
ガット農業交渉と日本農業 農林統計協会 平成3年  
酪農情報の経済学 農林統計協会 平成5年  
その他著書多数

「食料・農業・農村を考へる基本的な視点」において、来るべき二世紀においては世界的に食料が不足するという大前提を置き、そのためには国際競争よりは国際協力が重視される時代が到来すると読んでいるからではないかと思われる。「経済活動や社会活動のボーダーレス化が今後更に進展すると見込まれることから、現代の社会が直面する様々な問題の解決に当って、単に国内的な視点からだけではなく、国際的な強調や地球的な視点も踏まえて取り組んでいくことが必要になるものと見込まれる」(最終巻甲「五頁」)。

## 二. 内外価格差の是正、市場原理 活用が基本的な国際化対応か

基本問題調査会の審議過程において、各委員間において意見一致をみることが困難であった課題が四つあったといわれている。①食料の安定供給の確保を図る上で国内農業生産の位置づけ、②食料自給率を政策目標とすべきか否か、③株式会社の農地の権利取得を認めるか否か、④中山間地域等の条件不利地域の農業に、直接所得補償措置を導入するべきか否かの四点である(基本問題調査会「中間とりまとめ」平成九年一二頁)。

これら四点のうち、①食料の安定供給の確保を図る上で国内生産の位置づけをめぐる論議は、とり上げ方のいかんによっては、わが国農政の国際化対応の基本に迫るものであったように思われる。この論議には、「国内農業生産を基本として位置づけるべきである」との意見(「低食料自給率の危険性、自国農業資源の最大限利用の国際的責務、農業の多面的機能の発揮・将来の世界的食料の不足の懸念など」)の一方で、「国際農業生産と同様に輸入の役割も重要である」との意見があり、対立した。

後者の代表的な主張は、「中間とりまとめ」によると次の二つからなっている。すなわち、①現在のわが国農産物は生産コストが高いため、国

内農業生産を拡大した場合、国民負担が増大する。国民の食生活に対する選択の結果として、今日の食料輸入の増加といった状況がある。②今後は国際協調の時代であるので、国内農業の競争の強化を図りつつ、輸入先の多元化等食料外交による輸入の確保に努めるべきであるというものである。

この論争は最終答申において結局、国内生産を基本とするとして、次のような表現で決着した。「農業構造の変革等による生産性の向上を図っていくことを前提に、国内農業生産を基本に位置づけて、可能な限りの維持・拡大を図っていくべきである」。このような結論について筆者として異議はないけれど、そのように結論づけることによって、将来の農産物貿易政策の在り方の論議に蓋を覆ってしまった結果となっていることを残念に思う。

わが国の農産物一般が高コストの故に諸外国に比べて割高なことは広く知られていることである。この点に関し「最終答申」では次のように述べられている。「わが国の農産物価格は、狭小・急峻な国土、高地価、割高な人件費・資材費、農業経営の零細性等から、諸外国と比べて生産コストが高いため割高にならざるを得ない面がある。一方で、円高の進行や食品製造業等の空洞化が生じ、結果として国産農産物の販路が狭められるという問題が生じている」(最終答申一八頁)

国産農産物の高コスト化→国内市場シェアの縮小という流れを、果して「農業構造の変革等による生産性の向上」によってのみくい止めることが可能であろうか。高コストをそのまま高価格に転嫁しているメカニズムは何か。高コストを高価格に転嫁させないような農業政策が必要ではないのかなどの疑問が湧いてくる。

第1表は主要国における農業関係予算の動向を示したものである。この表から明らかなのは、わが国の耕地面積が米国の七五分の一、EUの二五分の一という割には農業関係予算が相対的に多いこと(珍当たりでは米国の四八、五倍、EUの一八、九倍、一九九五年度)と、農業関

第1表 主要国の農業関係予算の動向

	年度	1980	1990	1994	1995	1996	1996(円, %換算)
米 国	①農業関係予算額 (1980=100)	348 億 ¥ (100)	460 億 ¥ (132)	608 億 ¥ (175)	567 億 ¥ (163)	548 億 ¥ (157)	(5兆 8,877 億円)
	②うち価格・所得関係費 ②/①	28 億 ¥ (8.0%)	65 億 ¥ (14.1%)	103 億 ¥ (16.9%)	68 億 ¥ (12.0%)	55 億 ¥ (10.0%)	(5,909 億円)
E U	①農業関係予算額 (1980=100)	119 億 ECU (100)	292 億 ECU (245)	364 億 ECU (306)	373 億 ECU (313)	462 億 ECU (388)	587 億 ¥ (6兆 3,031 億円)
	②うち価格・所得関係費 ②/①	113 億 ECU (95.0%)	264 億 ECU (90.4%)	336 億 ECU (92.3%)	345 億 ECU (92.5%)	413 億 ECU (89.4%)	524 億 ¥ (5兆 6,346 億円)
日 本	①農業関係予算額 (1980=100)	3兆 1,084 億円 (100)	2兆 5,188 億円 (81)	3兆 357 億円 (98)	3兆 4,230 億円 (110)	2兆 6,861 億円 (86)	(150 億 ¥)
	②うち価格・所得関係費 ②/①	7,732 億円 (24.9%)	3,166 億円 (12.4%)	2,884 億円 (9.5%)	2,848 億円 (8.3%)	3,007 億円 (11.2%)	(28 億 ¥)

- 注：1. 95年度までは、米国、EU は実績ベース、日本は補正後予算ベース。96年度は、米国は見通し、EU は、予算ベース、日本は当初予算ベース。  
 2. 96年度予算額の換算レートは、1ドル=107.44円、1ECU=136.43円(IMF1996年1~9月平均)  
 3. 会計年度は、例えば96年の場合、米国(95年10月~96年9月)、EU(96年1月~12月)、日本(96年4月~97年3月)  
 4. 農水省資料による

第2表 エンゲル係数の国際比較(外食費を含まない)

単位：%

国 別	1975年	1980年	1985年	1990年	1992年	1993年	1994年
日 本	28.3	24.4	22.3	18.8	18.4	18.0	17.8
米 国	18.0	15.6	12.8	11.8	11.4	11.0	10.7
ドイツ	26.4	23.9	22.5	21.6	21.8	21.4	21.1
イギリス	29.9	27.5	24.5	20.7	20.6	20.0	19.6
フランス	24.2	21.4	20.7	19.3	18.6	18.5	18.2
イタリア	35.7	28.7	25.3	20.8	20.0	20.3	19.9

資料:日本銀行「日本経済を中心とする国際比較統計 1996」

注:ドイツは外食費を含む

1996年以前のドイツは旧西ドイツベース

エンゲル係数=飲食費(食品・飲料・煙草)/家計最終消費支出

農水省資料による

係予算額に占める価格・所得関係費の割合が極めて低いことである。一九九六年のデータでは、わが国の価格・所得関係費(直接補償)の比率は一・二%にすぎず、EUの八九・四%との間には大差があることである。このことから、わが国農業への公的支出の多くが、農家所得の形成に関して間接的支出になっていることがわかる。それにも拘らず、わが国の主要農産物価格が国際的にかんりの高水準を維持しているのは、それが国家財政支出よりは消費者からの所得移転(消費者転嫁)によって支えられているからである。第1図がそのことを明瞭に示している。

このような価格の消費者転嫁によって、わが国農産物の高水準維持が可能となっている第一の理由は、国民の高い所得水準によって、食料費支出割合が相対的に低く押さえられていること(第2表)と、いまひとつは、国境保護措置によって、国産農産物に対する競合輸入農産物の国内価格が高い水準に押し上げられているからである。

例えば指定乳製品向けの加工原料乳の場合、輸入乳製品(バター、脱粉)に対抗しうる原料乳価格はキロ当たり約三二円と試算されるが、わが国の乳業メーカーの原料乳買取り価格(基準取引価格)は、キロ当たり約六三円となっている。このようなことが可能となっているのは、国境保護措置として関税の数倍に達する輸入差益(マーク・アップ)が、乳製品貿易に対して「関税および貿易に関する一般協定」一七条の「国家貿易企業条項」の適用によって、その徴収が許されているからに外ならない(米・麦類も同様)。

このような消費者転嫁や国境保護措置の継続によって支えられてきたわが国の農産物価格政策は、今や崩壊の危機にさらされている。それは第一に「国民の飲食費支出の八割近くが帰属している食品産業」において、原料農産物の海外依存が強まり、産業の空洞化が進展するといった事態」が拡大しつつあることであり、第二には、わが国におけるガットの「国家貿易企業」適用に対して厳格な規制をかける各国の動きが、近くはじまるポストUR交渉を契機として一挙に表面化するおそれがある

ことである。

内外価格差を出来る限り解消し、従来の高価格路線を変え、かつ生産農家の営農インセンティブを維持していくためには、WTO規定との整合性を保持しながら、価格支持政策から直接所得補償政策へ移行する以外に道はないであろう。そしてその道は、消費者負担型の価格政策から財政支出負担型の価格所得政策への転換を意味することになるであろう。

「最終答申」が描く日本農業再建のシナリオを要約してみると、市場原理の活用→国内農産物価格の引下げ（構造政策）→内外価格差の是正→直接所得補償政策の採用という流れになるであろう。しかし内外価格差が飛び抜けて大きいわが国農業の改革の場合、このような流れの実現はヨーロッパ農業の改革以上に困難性が高いものと思われる。このような改革を急速に進めれば、その被害は小規模農家よりはむしろ専業・大規模農家により大きくなり、角をためて牛を殺すことになりかねない。この改革の流れをモデルトなものにするためには、どうしても一定の国境保護措置の堅持が必要となる。

この点に関して、調査会合同部会においても、次のような意見が出されているが、同感である。「持続的な国内生産の維持・食料の安定供給のためには、一定の国境保護措置は不可欠である。世界の自由な貿易ルールだけでは日本農業は成立しないので、WTOの国際ルールは尊重しつつも国境措置は継続すべきである（全国農業会議所・食料・農業・農村基本問題調査会における検討状況について」、平成九年九月九頁）。

しからば、どのような国境保護措置をわが国農業は死守すべきであるのか、このあたりが新基本法において明記されるべきだと思うのだが。

### 三、価格支持政策から

#### 直接所得補償政策へ

「最終答申」に述べられている食料・農業・農村政策のうち、とくに

価格・所得政策には、ガット・ウルグアイラウンド農業協定のフレーム・ワークが色濃く反映されている。同書の「食料・農業・農村政策の行政手法」において、国際規律との整合性維持が謳われている。「国際規律又は国際的なルールの形成に当っては、我が国の立場や主張を最大限反映させることもに、国際規律が形成された後においては、国内政策の立案に当たり、国際規律との整合性に留意する」（「最終答申」一四四頁）。

現在既に存在する国際規律としては、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意がある。

その概要は第3表に掲げられている。そしてこのような国際規律との整合性を考慮した表現として、「最終答申」において、「価格政策への市場原理の一層の活用」、「乳製品・砂糖・大豆等の価格政策対象品目についての制度や運営の見直し」、「内外価格差の縮小」、「直接支払い政策」などの表現が今後の農業政策のキーワードとして登場してきているものと思われる。

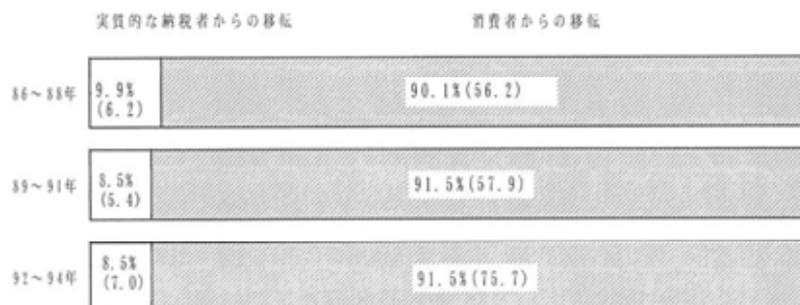
農業生産者にとってもっとも関心の強い価格政策については、UR農業合意の結果、価格支持政策、不足払い制度等が、いわゆる「黄の施策」として削減対象となったこともあって、その政策の見直しを宣言している。とくに価格支持政策についてはその下方硬直性といった特質もあって、国内的にも種々の問題を生み出していることを指摘している。

それらの問題点とは、①農業者の経営感覚の醸成の妨げとなっていること、②効果が全農業者に及ぶため、農業構造の改善を制約していること、③内外価格差の是正につながらず、結果として国産農産物の需要の減少を招いていることなどである。

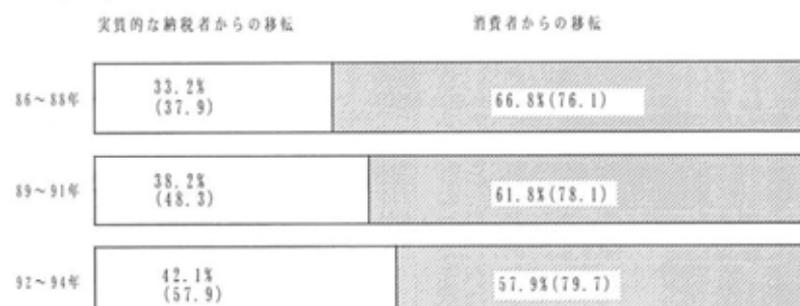
しかし乍ら、内外価格差の余りに大きな基幹的農産物（米、麦類、加工原料乳、でん粉原料用いも類、てんさい、さとうきび、大豆など）について、直ちに価格支持制度を廃止して市場原理に委ねるとすれば、それらの価格の暴落は明らかなることであり、この点に関して「最終答申」は次のように述べている。「……価格政策の見直しに際し、市場原理活

第1図 農産物価格と消費者からの所得移転

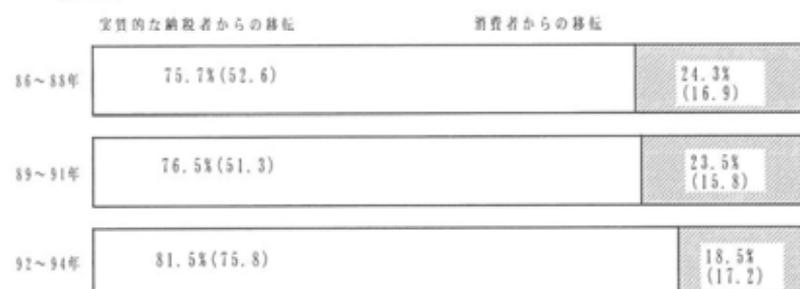
【日本】



【E C】



【米国】



注：※93,94年は暫定値

※「実質的な納税者からの移転」とは「納税者からの移転」から  
「関税・課徴金収入」を引いたもの

※かっこ内は金額(単位:10億ドル)

(OECD[Agricultural Policies,Market and Trade]より計算)

井上 洋、「限界にきた消費者負担型の農政」、農業と経済 1997年5月号より

用の趣旨に反しないように留意しつつ、価格低落等の経営への影響を緩和するための所得確保対策を講じていくべきである（「最終答申」一七頁）。価格支持政策から直接支払い政策ないし直接所得補償政策への転換の道である。

UR農業協定上、削減対象から除外される国内助成策としては、増産刺激・貿易歪曲的でないこと、消費者負担型ではなく、財政負担型であることなどが前提とされ、とくに生産者に対する直接支払い策としては、①生産に関連しない収入支持、②政府の財政的参加による収入保険・収入補償政策、③自然災害の救済、④生産者の廃業に対する施策、⑤土地利用の中止家畜の処分等にかかる施策・⑥投資援助、環境施策による支払い、⑦条件不利地域への生産者支払い、などが掲げられている。

世界の主要国では、国際的に削減対象となっている価格支持ないし不足払い政策から、ガット整合性を有する、いわゆる「緑の施策」ないし「青の施策」としての直接支払い政策への転換を既に進めつつある。

例えばEUでは、「価格支持引下げに伴なう直接所得補償」（穀類対象・原則一五％休耕）、「条件不利地域に対する直接補償」（三年以上農地保有、五年以上の営農継続が条件）などがあり、米国の場合には、「農家直接固定支払い制度」（減反参加農家、一定額支払いを七年間継続）、カナダの場合には「純所得安定口座制度（NISA）（生産者、州、連邦政府）による基金醸出、所得減少の補填」などが実施に移されている。

わが国の場合には食料の純輸入国であり、UR農業合意の影響が比較的軽微であったことから、価格支持政策から直接支払い政策への転換はやや出遅れているが、今回の最終答申において、「中山間地域等への直接支払い」がとりあげられていることから、国際的農業合意による経済的影響が大きくなると予想されるポストUR協定（二〇〇一年以降の実施予定）以後においては、直接支払い政策は、価格支持政策に代わる本格的な所得支持政策として、広く適用される可能性が高くなるものと推察される。

第3表 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

区分	削減対象	削減方式(1996～2000年)	我が国の対応
国内助成	価格支持、補助金等	価格支持等の国内助成(AMS)を20%削減	AMS20%削減
市場アクセス	関税	農産物平均36%削減 (品目別最低15%削減)	左に従い関税を引下げ
	輸入制限等	原則として全ての輸入制限等を関税に転換し、一般関税と同様に削減	○米 ・関税化の特例措置を適用 ・最低輸入量(ミニマム・アクセス) 1995年度約38万トン 2000年度約76万トン ○米以外 ・輸入制限等を撤廃し関税に転換、一般関税と同様に削減 ・現行輸入量については従来と同条件で輸入
輸出競争等	輸出補助金	金額で36%、数量で21%削減	輸出補助金はない
	輸出規制	食料の輸出規制に際しては輸入国との協議が必要	

注：AMS=内外価格差相当額(内外価格差×数量) + 農家直接支払相当額(削減対象補助金額)

農水省資料による

## 座談会

## 「食料・農業・農村問題調査会」

## 最終答申の問題点と北海道農業の対応

出席者 札幌大学経済学部

釧路公立大学

教授 岩崎 徹

(株)コープさっぽろ生活文化研究所

専務 長尾 正克

北海道農業協同組合中央会農政企画課長

入江 千春

司 会 北海道地域農業研究所

参与 幸 健一郎

司会：今日はお忙しいところを、私どもの研究所の機関誌「地域と農業」の座談会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は「食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申と北海道農業」ということで特集を組みたいと思いますので、それをめぐっての座談会というところで取り進めさせていただきます。

ご承知かと思いますが、去る九月一七日に基本問題調査会が内閣

総理大臣に対して、食料・農業・農村に関する基本問題についての答申を行いました。この答申に基づいて現在農林省では、新しい基本法の制定並びに関連法規の改定の作業が現在進められているようでございます。この最終答申が今後の北海道農業にどのような影響をもたらすのかということは、農業関係者のみならず道民の方々も非常に大きな関心を持っておられるだろうというふうに思います。

そこで今日はこの答申をめぐって討論を進めてまいりたいと思えます。それでは、この最終答申はすでに皆さんご覧になつていらっしゃると思いますので、まず最初にそれぞれの立場からこの答申についての感想と言いますか考え方を簡単に述べていただいて、そのあと討論に入りたいと思います。最初に岩崎さんの方から宜しくお願いたします。

## 国際規律との整合性を優先

岩崎：今回の答申ですが、まず基本理念が大きく二つ書かれています。一つは総合食料安全保障政策の確立、それからもう一つは農業・農村の多面的機能の確立と、字面からすると素晴らしいということになるわけですが、実際にはこの二つの理念は、理念倒れで抽象的すぎて、それを実現する具体的な政策なり財政的な基盤という



ことがほとんど書かれていないと思います。

それから全体の印象ですが、この前にいわゆる新政策があり、それから学者の研究会なり中間取りまとめがあり、そして今回の最終答申となっているわけですが、全体的にはトーンダウンと言いますか、農業サイドからすればどんどん後退しているという感想を持っています。文章は益々美文調になってくるわけですが、明らかな後退というのは、例えば農地総量について中間取りまとめでは書かれているが、ここでは非常に不鮮明な形になる。それから、株式会社の農地取得問題に関しても、以前は「適当でない」というはっきりした価値判断を示していたわけで



▲岩崎 徹さん

すが、「その意は得がたい」という表現になる。

明らかに後退しているというふうに思います。しかし基本線である「市場原理の一層の活用」や「内外価格差の是正」という流れは一貫していると思います。

私は今回の基本法に関して大きく言って二つの基本的な性格があるだろうと思います。一つはWTO体制推進の国内整備ということ。不思議なことにこの間の文章も答申もWTOというものが一言も出てこない。しかし答申をよく読んでみますと、政策提言との関連で必ず「国際規律との整合性」が謳われているということで、WTOの枠内での政策展開ということとははっきりしている。

それからもう一つは、戦後の農政の柱である農地法や価格対策の破綻と言つ性格を持っていて、価格政策については後退ないし廃止を明確に謳っているわけです。中間とりまとめの両論併記が四点ほどあるわけですが、両論併記だけがずっと対立点であったかのように新聞報道も伝えるし、それから

調査会の委員、特に農業サイドの委員も含めて押し込められてしまつて、価格政策についてはもう市場原理の活用というのは前提である、それについては異論がないというふうになっていたわけです。そういう意味では、ガット合意が生産刺激的な政策を無くすということになっていて、今後は緑の政策を実施すると、「価格政策から所得政策への移行」は当然のこととして、農業関係委員も含めて緑の政策に引きずられて、もう価格支持は放棄するという前提で書かれている。これはやっぱり大きな問題だったなというふうに思いません。

それから北海道農業との関係については、一口で言つて、北海道農業の位置づけについては全くなされていらない。言うまでもなくWTO体制で一番打撃を被つたのは北海道で、土地利用型で專業型で大規模な農業地帯なわけです。その意味では北海道農業は、論文で太田原さんも言われていますが、単なる一地域ではないわけで、その点が大きな問題であろうという

ふうに思います。

司会：ありがとうございます。それでは入江さん、中央会の立場から新しい基本法に向けての考え方を出していただきたいと思います。

#### 自給率目標の設定を

入江：JAグループでは、新しい基本法は、二一世紀のわが国農業・農村の健全な発展の基盤となるものであり、地球的規模での食料安全保障の達成と農業・農村の多面的な役割発揮に向けた農産物貿易ルールの国際的な合意形成の柱になる法律であると位置付けし、平成六年から、新たな基本法制定に向けた様々な運動に取り組んでき

ました。

組織内部での新基本法に関する検討はもとより、国民各層の方々との論議、さらには、平成九年に一千万人の署名運動を全国的に展開して、食料・農業・農村に関する国民合意形成の運動も展開致しました。

自給率目標が設定されるかどうかまだ判りませんが、自給率の目標があるとの考えでは多くの方々的一致でき、そういう意味で一定の合意形成を図ることもできたと考えています。

そして、本年九月に公表された調査会の最終答申では、食料自給率設定の意義、農業・農村の多面的機能の発揮、担い手への施策の集中、及び市場原理の導入がうたわれたものの担い手に所得確保対策を講じること、さらに株式会社一般の農地取得の否認など、JAグループが主張してきた内容も含まれています。

現在、基本法案や政策プログラムの作成作業が本格化しており、JAグループ北海道としては全国画一でなく專業的な農業地域を重

視した農政の確立、專業的经营の安定のための重厚な価格所得政策の確立及び家族経営を主体とした構造政策の確立などを重点に関係先に要請、働きかけをしているところでです。

司会：ありがとうございます。それでは田端さん、生協の立場から新しい基本法に向けての最終答申をどのように考えておられますか。特に日本生協連で、基本法に対する考え方を打ち出したようにですので、それらを踏まえてお願いします。

#### 自国の農業の持続的發展を

田端：おっしゃるとおり、調査会本答申に向けて日生協から農業基本法に対する提言が出されています。これまで私たち消費者が要望してきたことを、幅広い項目にまとめた提言内容になっていると思えます。この提言を踏まえた上で、私の感想を述べてみたいと思えます。私は農業は国民生活の基盤だと思つてます。食料供給に対する不安やWTOのもとの日本農業



▶入江 千春さん

の将来に対する不安などから、消費者にとって農業の問題は生活問題になっていると思います。したがって、日生協の提言も、食料の量と質の両面での安定供給や表示・情報公開の問題から生産者と消費者と生産者の交流・提携にまで関わる幅広い提言内容になっています。

まず、諮問機関が「食料・農業・農村基本問題調査会」とネーミングされたように、できるだけ広い視野で農業基本法を検討しようとした姿勢には、賛成できます。その流れで日生協の提言の中で安全性に関わる事項を中心に、表示・規格基準の見直し、情報公開などの部分が取り上げられた点では、大きく反

映されたと思います。しかし、私の感じでは、広げられた視野の中で、農業に対する国の基本理念、国の責任が埋没してはつきり伝わってこない。つまり引き出していない感じを受けました。これは、農業基本法として大きな不満といえます。

不満な点はいくつかありますが、まず、率直に要望したいことは、基本法には、法の目的を述べる前文があるはずですね。その前文に、ぜひ農業に対する基本理念と国の責務を国民にわかりやすく明示してほしいと思うのです。

一九九〇年にNGO「ガットと食料・農業」についての民間会議が、各国は「自ら適切と考える食料の自給水準と食料の品質を達成する権利を保有しなければならない」という宣言をあげています。つまり、自国の農業の持続的な発展を図っていくということは各国の主権に属するものだといっていると思うのです。各国がそれを尊重し合いながら国際ルールを作っていくべきであるという精神ですが、世界で最大の輸入大国日本として

は、この立場は非常に大切ではないでしょうか。ですから、新基本法は、WTO貿易ルールへの配慮を主にすることなく、ぜひ国民に向かつて農業に対する基本理念と国の責任を明記することから書き起こしてもらいたいと思います。

次に不満に思うのは、大多数の消費者が望んでいる自給率の努力目標の設置が見送られたことで、とても残念な点です。法案策定の段階でぜひ再検討して欲しいと思います。「意義がある」としながら「設置すべき」としていないのは、農水省にゲタを預けられたと判断して、提言を越えて自給率の目標を設置してほしいと思えます。九六年に、コープ生活文化研究所が生協組合員と農協婦人部の一五〇〇人を対象に、「食と農についてのアンケート」を行いました。ところが、「日本の食料自給率についてどう思うか」に対して八割が

「低すぎる」、「食料自給率は将来どうなると思うか」については「もっと下がる」という回答が同じく八割であり、さらに「食料の安全保障に自給率の向上は必要か」に

対して八割強が「必要」と答えています。八割という比率は、大多数の意見だということですね。「適切な自給水準」を示すことは国の責任ではないでしょうか。自給率が難しければ例えば「二〇〇〇キロワットの自給力保持」など具体的な努力目標を示してほしいと思います。三つ目の不満な点は、農地の保全について、残念ながら明確でないことです。農業部会では「必要最低な農地総量を明記すべき」とだと指摘していますが、本答申には抜け落ちていきますので、是非農地確保の条項を打ち出して欲しいと思います。そのために使う予算は国民とってもらいやすく、防衛費と比べても納得の行く税金の使いみちだと思えます。

さらに不満な点は、岩崎先生のご指摘のように、北海道農業の位置付けをもっと明確にしてほしいということです。北海道が日本の食料基地であることは、道民である私たちはもちろん、全国の生協組合員や消費者の認めるところで、この北海道農業が今後、後退していくのか、一層その役割を果



▶田端 弘子さん

たしていけるのかは、二二世紀に向けて日本農業の発展と大きな関わりがありますから、消費者も注目する問題です。明確な位置付けを示して欲しいと思います。

司会：どうもありがとうございます。それでは長尾さん、宜しくお願いします。

**市場経済至上主義  
(グローバルスタンダード)は  
果たして正しいのか**

長尾：私がお話したいことは皆のお話につきますが、特に付け加えたいことといたしますと、岩崎先生が発言されましたように、価格問題とか国境措置というものを最初から諦めているというような論議がなされているということですが、実は私もそのなのですが、関税化は必然なんだと諦めなかったという危ういところがありました。

よくよく考えてみますと、市場経済至上主義になるんだ、市場で全ての価格を決めていくのだというような形がいわゆるグローバルスタンダードと言っても、それは

もう絶対条件として論議が進められてきたような気がしています。このグローバルスタンダードは本当に正しいのかどうかということも、もう一度問いなおさなければならぬのではないかと思うのです。

それで、一番最近の「文芸春秋」(12月号)で論議が出ていたのですが、木村剛(KPMGフアイナンシャル・サービス・コンサルティング・マネージング・ディレクター)さんというアメリカの投資会社に勤めている方が、「アメリカのいうグローバルスタンダードが正しいかどうかという議論をすれば、そんなものは絶対正しいわけではない。グローバルスタンダードはあく



▶長尾 正克さん

までも国家間の国益の争いの結果つくられたものである。例えばグローバルスタンダードを振りかざすアメリカが全く矛盾した行動をとっている象徴的な例として、日米保険協議がある」と述べています。これは第三分野と言われる生命保険と損害保険の中間的な障害保険のような分野については、日本はこれまで外資系の保険会社だけに商品を買ってきたということですが、これを今度日本が自由化しようとする、アメリカが猛烈に反対し、アメリカだけに認めるという大変エゴイ主張をしているということですが、要するにグローバルスタンダードの内実は、アメリカのスタンダードを一方的に押しつけてきているということであり、先程田端さんがおっしゃったように、国益を損なうまでしてこういうルールに含ませていいのかどうか、まず問われなければならぬと思います。

最終的にこの答申を読んでいろいろと考えたのですが、市場原理を全く無視するというには無理があり、これはお互いにすみ分

けする意味で、やはり国内の市場についてはある程度産地間競争のような形で資源配分の適正化が行われなければいけないだろうと思います。しかし、対外的には国民の立場と相手国の出方を考えて国境措置を言わぬ価格政策をとらなければいけない。EUやアメリカがガードを固めているのに、日本だけが何で一人裸になりたがるのかということですが、他の国はそんなに裸になっていないですよ。

例えば砂糖の問題ですけれども、EUやアメリカは砂糖と米の粉や小麦粉類を混ぜた加糖調整品についてはかなり高い関税を掛けているのですが、日本だけがこれを自由化しているのです。ですからその為に砂糖の国境措置がほとんど無力化している。従ってその輸入を通じて国内生産の砂糖が売れなくなると、砂糖はもはや外国に頼らなければならぬという話になっていますけれども、日本だけ裸になっている。そういう抜け穴を作っておいて、北海道の農家だけにコストダウンに努力せよということ自体に相当大きな問題がある

と思います。

ただこうした貿易の自由化はある程度進展させるを得ないという環境の変化に関する読みは、ある程度しなければならぬのではないかと思います。これまでは一律保護の一律規制というのが農政の基本的な枠組みでしたが、今後は市場をにらみながらある程度生産者の経営努力が反映されるような仕組みを考えていく必要もあると感じています。

そういう意味で答申の内容からは具体的な方策が出てこないのでもともと言えませんが、もはや従来のような保護農政が無くなると思えば、生産者である農家自身も変わらなければならぬと思います。多くの農家は、これまで政府を消費者に見立てて生産してきましたが、これからは本気で消費者や実需者と接触しなければならぬ時代を迎えていると思います。北海道の稲作についても、適地適作の論理を農業経営の中に生かせるような経営方式というものも考えていかなければならない時代を迎えているのではないのでしょうか。

司会：どうもありがとうございます。皆さん方からそれぞれ今回出された調査会の最終答申をめぐって、いろいろ議論が出されました。だいたい共通したような意見が出ているように思われます。一つはいわゆる食料の供給に関して、自給率をめぐる問題。これはどう考えていかなければならないかということが出されており、これとの絡みでWTO体制の問題ですね。これは当然価格の問題が大きな問題になって出てくるだろうと思います。もう一つは農地問題です。

さらに今回の調査会の答申が、これまでの基本法が、農業問題に限定して言われていたものが、今



▶ 健一郎さん

回は消費を視野に入れて「国民的合意」と言うような問題が出されています。田端さんの方からは、食の安全の問題について、当然のことだと思うのですが、消費者を中心に意見を出していただいております。それと、共通して言えることは、皆さん方、北海道農業はこれからどうなるんだろうということが、これからの大きな課題であろうと。大体こんなことが共通して述べていただいたのではないかと思います。これらをめぐって具体的に討論していきたいと思えます。

最初に国内の食料供給の問題です。自給率という問題を論議しなければならぬということが提起されており、これは二番目のWTOの問題と深い関わりがあることなので、これを含めながら検討していただけたらいいのではないかと思います。

今回の調査会の答申では田端さんから、現行の基本法は全く国民消費者を無視した法律であった。その点今回の答申ではある程度国民というものを意識しながら、消

費者への対応を念頭に置きながら出されているという面では一応の評価をしても良いのではないかと思います。発言がありました。

ただここで、食料の自給率問題について、最終答申では次のように表現しています。「国民全体の理解を得た上で、国民参加型の生産・消費の指針としての食料自給率の目標を掲げるならば、食料生産の方向や内容に意義がある」と。これだけを見ると、国民のことを考える上に立つて食糧自給率を決めるなら意義があるということを言っているのですが、じゃあ実際本当に今後こういう自給率が掲げられるのかどうかということは、農民も消費者も、国民も全体がどうなるのだろうという気がします。このあたりをめぐって、この答申ではこう言っているけれども、実際に食料の自給率の目標を掲げられるのかどうかということを議論してみたいと思います。

最初に入江さん、中央会の要請では一応五〇%の自給率という自処を出しましたね。これは何か根拠はあるのですか。

## J A全中は自給率

### 目標五〇%

入江…五〇%はJ A全中が打ち出した自給率目標であり、目標年は二〇一〇年ですが、その具体的な根拠は示していません。J A北海道中央会も二〇一〇年で五〇%が適当との考えですが、その根拠としては、国内生産の増加分によるアップ分を二〜四%程度とする、これは国が示した平成一七年目標の生産の長期見通しの水準四四〜四六%を想定しています。農家戸数の減少が続く見通しの中では二二〇万の耕作面積を維持し、今の生産力を落とさない。出来れば伸ばすというのが、生産現場からすれば現実的な線だと考えています。残りの四〜六%のアップには、食生活の見直しが必要です。具体的には、米の消費量が減り、油や肉類の消費が増加して自給率が低下したという事情や、健康面の問題から、日本型食生活を見直して頂く、その結果として二〇一〇年で五〇%を目指すことが良いのではないかとの考え方です。

## 米の早期関税化がなぜ 今突然出てきたのか

それから、関連するのでW T Oの問題、特に、最近、急浮上してきた米の関税化に関する問題についてもお話させていただきます。先程話をした基本法の一千万人署名では新たな貿易ルールの確立をめざすという項目があり、関税化というのはその方針の転換になります。加えて、関税化しようと思えば平成六年でも、七年でもやれたのに、なぜ今突然出てきたのか？ 私たちも正直、戸惑っています。

先週、札幌で道内の組合長の代表の方々の会議を開き、J A全中の役員の方から特例措置の継続にはさらなる譲歩を迫られること、ミニムムアクセス数量だけみれば早期関税化が有利なこと、高率の二次関税を確保することなどの説明を受けました。質疑の中でやはり、なぜ今突然出てきたのか？ という質問ができました。

それに対する全中の説明は、「平成五年にU R合意した当時は、

関税化は自由化の第一歩だが、特例措置でミニムムアクセス米を投入してもそれ以上は輸入されないから自由化ではないという認識があった。この認識を崩せる状況変化が無く、今までは言い出せなかった。ここへきて内外の事情が変わってきた。一つは基本法の論議が煮詰まってきて、調査会の答申の中に農政展開の目標として食料安全保障と農業の多面的機能という概念が出てきた（岩崎先生のお話にもありましたが）。基本法で、食料安全保障政策のため自給率目標を掲げることができれば、その達成までは一般ルールとは異なる関税設定や国内支持政策をとること、又、農業の多面的機能の維持のための政策を削減対象から外すということを通しい基本法をハックにW T O交渉で主張出来るのではないか？ ということです。

もう一つは、国際的にも日本の主張に賛同が得られる環境が生まれつつあるという事情です。今年三月にO E C D農相会議が開かれましたが、U R交渉の前哨戦として昭和六一年に開かれた会議は、

過剰農産物と増大する財政負担の深刻な状況を背景に、その問題の解消一色の論議であり、結局、その後のU R交渉は農産物貿易自由化の推進に向かっていくことになりました。しかし、今回の農相会議では、貿易で全ては解決出来ない。農業の多面的機能は貿易では代替出来ないという意見が多数出ましたし、わが国は多面的機能に加えて食料安全保障を各国の権利として認めるべきと主張しました。こうした意見と従前からの自由貿易の意見とが均衡する状況となつて、その流れが五月のW T O閣僚会議でも続きました。

こうした二つの事情から、例え関税化しても二次関税率の削減率に関して、交渉のカードが出来つつある。したがって、関税化の問題は、一月中旬に新基本法の内容をしっかりと、次期交渉に臨む政府の基本姿勢を明確化することの条件が満たされるかどうかにかかっている」というのが全中の説明でした。関税化に関する事情は以上ですが、W T Oに臨む政府としての基本姿勢はいまだ不明のため、

今後の議論の動向を十分踏まえる必要があると考えています。

### 自給率の問題は日本経済の在り方と関連している

司会：特に最近の全中をはじめ、いわゆる農協系統の中で、関税化問題というのは急にクローズアップしてきて、今入江さんの方から、国の何らかの保障ができればそういうことも検討の余地があるのではないかというようなことでしたが、岩崎さん、どうでしょうか。今また中央会も、最低少なくとも五〇%という自給率目標というのは希望的観測でありますが、これまで農水省が出してきたものでは五〇%を超える自給率目標はほとんど立てていないのではないかと、そういうような指摘もありますか。

岩崎：そうですね、この調査会の議論の中で、会長の木村尚三郎さんは文化論の立場からの五〇%支持者で、あれは食料部会ですか、それを何とか盛り込もうということだったのですが、財界筋の反対にあって結局引つ込めた。

ただ、クールな言い方をしますと、調査会はWTOの枠内、要するに輸出国の論理を引きずって論議している。輸出国の論理を日本の政府は外庄だという隠れ裏で完全に受け入れて、私はむしろ内圧的な側面が強いと思うのです。その意味ではこれ以上自給率をあげるといふことを認めないだろうなというの私の観測でした。

審議会の経過、調査会の経過を見ますと、まさにその通りになった。その点では枠全体の議論をしないと、自給率だけ何とかするという議論にならないのではないかという気がします。

自給率の問題は実は難しいのです。答申の中でも、自給率というのは要するに消費と生産の両面なんだから、消費の部分については政府は知らんと、こういうふうな言い方をしています。一面ではそういう部分も僕はあるような気がするんです。ただ、政府が今まで完全に消費についてタッチしていなかったかという実はそうではなくて、歴代の政策の中で、例えば学校給食の問題についても、ア

メリ力産の小麦を前提にした形での学校給食制度をつくり、そして最近では米飯給食に対する補助金を打ち切るということをやりますし、それから関税政策でも、例えば餌に関しては初めから無関税でやるというふうな、要するに自給率が低下するような構造をつくってきた責任はあったので、その政府が今になって、知らんという形での責任放棄はやっぱりおかしいというふうには僕は思います。

自給率は難しいと言ったのは、日本の経済構造全体が重化学工業ないし先端産業を輸出してエネルギーとか農林水産物を輸入するという構造が一貫して続いているわけです。そして農業自体も残念ながら、例えば畜産などは典型ですが、国内の餌を事実上放棄して餌をたくさん輸入しておいて、最終的な自給率だけ上げろというのは矛盾しているような気がします。そういう意味では、自給率というのはトータルな問題ですし、ある意味では政治的な言いえますか、戦略的な位置づけだということに思うわけです。

それで多分後で議論になると思いますが、北海道農業自体が原料生産型の農業と言いますか、地域自給政策をとってこなかったという問題があるわけです。その昔、別に自給率なんて問題にならなかった時代があったわけですし、今でもそういう国はたくさんあるわけです。そういう意味では日本が自給率を低下させる構造をつくって、安い外国農産物を食べて所得の低さを補つという、いろいろな問題はあるにしても、そういう食生活に慣らされてきたという問題があるわけです。その意味では、最終的には自給率の問題というのは、日本経済のあり方と言いますが、国民の食生活のあり方という全体を含んでいるということは確かなので、そういう目標とともに自給率の問題を議論しないと、五〇%がどうかという議論だけではちょっと難しいのかなと思っております。

司会：田端さん、先程田端さんもアンケート調査などを通じて、今の自給率は非常に低すぎる、また

これから下がるのではないかと、不安があると言っています。特に答甲の中で言われているのは、「国民全体の理解を得た上で」というこの表現は、岩崎さんがおっしゃったように、国民の趣味の変化だとか、本音の部分でいくと、安ければいいのではないかということも、言われています。

### 自給率を掲げて国民全体の理解と参加を求める

田端：先程は自給率に対する消費者の要望の強さを、アンケートの数値でお話したのですが、まずここでの問題は、調査会答甲は「国民の十分な理解を得て掲げるならば意義がある」と述べるにとどめていますが、これは文脈が全く逆だと思つたのです。「自給率を掲げて国民全体の理解と参加を求めるべきである」と答甲すべきだと思つたのです。何故なら、答甲は総合食料安全保障の中で、「国内農業を食料の安全供給の基本とする」としました。しごく当然のことだけだと、今まではそうとは思われない節があるだけに、これは

喝采ものだと思つたのです。それならば、「国内の生産力を維持・向上させていくために適切な自給力の努力目標を持つ。それに向けて生産者や農業者団体や、食品の製造・加工業者、それから消費者などが一体になって目標の達成を図らなければならない」という文脈ですよ。そうすると、生産と消費の目標である自給率を掲げることとは、非常に大事なことだと思つたのです。自給率の概念がいまいとかが、いろいろ論議があつて難しいというお話が今ありました。消費者にとっては非常にわかりやすい。それに、目標を設置することによって、国はやる気なんだな、という信頼感を受けると思つたのです。と同時に食生活の見直しの動機づけになると私は思います。

食と農のアンケートで「食生活の見直しは食料供給の問題解決になると思ふか」との設問に対して、「なると思ふ」と回答した人が九割を越えました。つまり、食生活の見直しという自分にもできる農業支援の方向づけを求めている心情が現れているといえます。自給

率の目標を掲げるとは、その動機づけになる思ふんです。ましてや、日本型食生活が、今では脂質の取り過ぎでバランスを欠いてきているということは、自分自身の健康問題なのです。各分野からの適切な情報や指導があれば大きな運動になると思ふんですよ。国会・目標を掲げてそれに向けてお互いに目標を達成するために努力する。それが日本の食生活を見直していくという重要な力になるのではないかと、大変力強いご指摘をいただきました。

岩崎：ちょっといいですか。誤解があるといけないので。私も基本的に田端さんの意見に賛成です。ただ、消費者アンケートをとりますと、消費者はだいたい国内自給とか国内または道産のものは大事だし食べたいし、というふうなアンケート結果になるわけです。ただ現実の消費行動はそうなっているかという、実はそうではない。これは生産者と消費者との矛盾だという気がするのです。つまり消費者は「安くて、安全で、新鮮で、

安定的なもの」と言つたのですが、実はそんなもの現実にはないわけです。安いものは安全性と栄養価を犠牲に成り立つし、安全で新鮮なもの、美味しいものは高くなるを得ない。つまりそういう矛盾した構造が今の社会の中で作られているのだということをきちんと解きながら、政府が言おうと言うまいと国民的な運動はやるべきだし、田端さんがおっしゃっていたように、そういう動機づけでやるという方向でない限り全体の矛盾が解けない。その点では全く賛成です。

田端：岩崎先生がおっしゃった、本音と建前のギャップがあることはわかります。生協の店舗を見てもアンケートと違う消費行動を見る場合があります。でも、先生がご指摘になったように、これまでも国民の消費行動に対して、マスコミを利用したりいろいろな形での政策的な誘導がありましたよね。そういう意味では、国民の消費行動は影響を受けやすいし、実際に左右されてきました。でも、大多数の消費者が食生活の見直しが必

要といっているわけですから、その意識に影響を与えないで何に期待したらいいのかなと思うわけです。

今お聞きしたように自給率の算定が簡単でないことはわかります。でも自給率を向上させるために、自給率が低くしかも主要な作物があるわけでしょう、その自給率の努力目標を掲げるとか、その生産地である北海道農業の位置付けを明確にするとか、もっと政策的な方向づけを打ち出さなくては困ります。



▶芽室町ピート収穫風景

姿勢が見えませんが、自給率を掲げることがスタートになると思うんですよ。

### 国境措置の問題をどうするのか

司会：わかりました。いずれにしましても、今いろいろ議論になりましたことは、要するに食料の自給率を考えていく場合にどうしても食の見直しをやっていく、その結果は国内産の食料をどう求めていくかということにつながっていくだろうと思うのですが、そうなるかどうかという点で、そうなることは国境措置の問題だと思っております。これは実は前段の太田原論文で、今回の新しい基本法を何故変更しなければならぬのかということ、今回の答申の中では一言も触れていないWTOの問題ですが、要するに現行の第一条で価格政策の問題を述べて、第一三条で国境措置の問題を言っているのです。これは一言も触れていないのですが、先程長尾さんはある程度国境措置は必要だということを主張されたのですが、今はまさに自給率なり国内食料の確保の問題と絡ん

で、国境措置の問題についてもう少し論議いただきたいと思えます。

長尾：農産物をすべて自由化した時に北海道農業は生き残れるかどうかということですね。具体的な品目で言えばわかるかと思いますが、たとえば小麦の場合に品質から言えば適適性、パン適性ではともにも外国の小麦の方がはるかに優れております。ですからそれをわが国の土地利用型農業でこれだけ雨量の多い所でいい小麦粉が出来るということにはならないのです。だからと言って小麦をなくしますと畑作の輪作体系が狂ってしまうという問題がでてきます。

それから乳製品ですけれども、やはり日本の乳製品もだんだんとこのガット以降の動きから見ると同じように市場化の動きが出てきますと、日本で作る乳製品は外国の乳製品よりもコストが高い、品質も良くない、特にチーズなんか全く外国に負けています。飲用乳にしても高温殺菌のUHTというのが主流ですが、世界ではバクチャライズド牛乳、つまり六三で

一五分の低温殺菌牛乳が一般的なのです。下手をすれば自由化する高温殺菌のロングライフ牛乳が安いということで逆に濃縮されて輸入されかねないぐらいまで北海道酪農の体質というのは弱い。畑作では、だいたいでん菜糖もコストからすれば非常に高いから輸入した方がいいとなってしまうのです。そうすると、畑作物は全般的に輪作が崩れてなくなってしまうという、そういう恐れが出てきます。

ただ一部のお米のように、例えば新潟魚沼のコシヒカリは、あれは恐らく好きな人は高くても買ってしまうでしょうし、有機栽培米も買ってもらえるでしょう。ただ差別化するのはいいのですがどうしてもコストは高くなりますので、一部のお金を持っている人は買いますけれども、これだけ不景気になって勤労者の賃金下がってきますと、やはり安いものに手が出るということになります。そういうことで、いつまでたったらわが国農業が育つかどうかという問題に関連して、作目によっては農業の立地条

件が外国に絶対かなわないというものがありますので、それは厳然として国境措置を設けてもらわないと潰れてしまいます。

### 高付加価値、高品質の差別化農産物の生産を

ただ、それだけの理由で今までの保護体質はそのまま続けろと言っても、これは消費者なり実需者の合意も得られないでしょうから、内部的には差別化して、経営努力で生み出されたある程度いい品質の農産物は高く買ってもらおうというような流通環境を整備する必要があります。経営努力ないしは立地の差みたいなものです。み分けしながら生き残るという、内部的には国内市場ではそういうものをやはり追求せざるを得ないのではないか。そうなりますと牛乳とか米についても、全道プール販売というののもうあり得ない話であって、それぞれの立地条件のいい所ないしは経営努力のある生産者が生産した高品質農産物は、それだけ高付加価値をつけて売れるように差別化することが必要になると思

います。

それから、最終的にはどうしても市場原理で生きられない条件不利地域で、そこに農業がなくなつて困るといのは北海道はいっぱいありますし、そこではやはり直接支払いなしは直接所得補償というものをきちんとしてもらいたい。しかもそれは経済的な便益だけで判断しているような政策でなくて、環境保全問題も含めてやってもらうということです。EUのように農村というのは人間が住んでいくのに必要不可欠な社会資本なんだ、経済的な投資効率は目に見えないけれども、これは必要なんだから保護するんだという視点を、きちんと持つてもらいたい。そういうところでは、市場原理で生き残れなくても農業を中心としながらも、農業以外の林業も含めて、いろいろな産業とからめながら生活できるように総合的に地域活性化に対する支援というか、地域の農村社会を保全するための投資をやってもらいたい。これは国家が経済的な便益とは違った物差しで地域政策を考えなきゃいけない。

というのが私の意見です。

### 直接所得補償を

司会：ご指摘のとおり、国境措置の問題を考えていく場合に、どうしても国として日本の農業をどう守るか、あるいは国として食料をどう確保していくのかという観点からすると、国の責任で国境措置の問題を考えていかなければならない。たまたまこの前の天間論文ではこういう図式を描いておられます。市場原理を導入すると当然農産物価格は下がってくる、この結果内外価格差の是正にはつながっていくけれども、農業そのものの所得が確保できない。従ってそれには直接所得補償という政策を採用しなければどうしても駄目なんだという指摘をしています。

今、長尾さんの指摘があまりましたように、国境措置の問題を考えていく場合、どうしても直接所得補償の問題が出てくるだろうと思ふのです。調査会の答申にも、中山間地域の条件不利地域に対して何らかの所得補償、直接支払いをやっていかねければならないと言



▲余市町稲作収穫風景

っているんですが、自由化の結果北海道のような大規模専業農業地帯はまさに大打撃を受けるわけで、ここに対する直接所得補償をどう考えていくのかという問題が出てくるだろうと思ふのです。このあたりについても少し突っ込んで、読者の皆さんもよくわかるように北海道の平場でなぜ所得補償が必要なのかということですね。

一般的には中山間地域の条件不利地域なら止むを得ないかも知れないが、北海道のような大規模

専業農業地帯で所得補償なんか必要なのかという論議が出てくると思うのですが、入江さん中央会でも専業農家に対する所得補償を提起していますね。

### 経営規模拡大は無理

入江…専業農家ほど所得が少ないという資料をいろいろ示してきましたが、もし「北海道は大丈夫」というのが皆さんの認識だとしたら、私たちの働きかけが弱かったことになります。専業農家は、農業所得が多いですが、借金も多い実態にあります。調査会に提出された資料、それから調査会の前に農水省内に設置された農業基本法に関する研究会報告書でも、兼業所得が伸びた第二種兼業農家の所得は他産業との均衡を果たしたけれども、専業農家の場合は依然として勤労者を下回るという資料が示されており、専業になって失敗した、とがっかりするくらい専業農家の厳しい実態についてはいろいろのデータが示されています。それから、北海道は農業生産額で全国の一〇%強を占める食糧基

地ですが、後継者不足のため農家戸数はさらに減少すると見込まれており、農水省が調査会に提出した資料では現行の約八万戸の農家戸数が二〇一〇年には五万戸に減り、さらなる規模拡大が進むとの見通しを示しました。

食料自給率を向上させるには、五万戸の農家で二二〇万畝の耕作面積を維持する必要がありますが、北海道の場合、すでに多額の負債がある中でさらに農地を取得して規模拡大したら負債圧力で経営が沈没してしまうという厳しい実態があります。国民に安全な食料を安定的に供給する役割の発揮のためには、農業サイドの努力だけでは困難であり、収入確保のための経営安定対策と共に規模拡大のための思い切った構造、金融、担い手確保対策が必要であると考えています。

司会…今入江さんから構造対策という立場から所得補償の問題を考えていかなければいけないのではないかと。これは太田原論文の中でも明確に述べていますが、これま

での現行の基本法を総括する中で、一般的に北海道は基本法の優等生だということが言われております。要するに基本法のシナリオを忠実に守ってきたのが北海道農業だと言われています。確かに規模は大きくはなりましたが、確かに負債をものすごく抱えて、このことが北海道農業の重症になっている。

特に大規模専業農家ではそのウエイトが非常に高いということが指摘されています。こうなってきたのは国の責任ですから、国が解決してやらなければ解決できないわけで、そういう面では平場の大規模専業農家に何らかの所得補償をしなければと言っていますが、田端さんどうですか。消費者に理解していただけるのでしょうか。

### 市場原理の活用は所得補償とセットで

田端…日生協は内外価格差の縮小を提言しています。消費者でも日本農業の制限的な条件からみて、生産段階で内外価格差を埋めることは無理だと理解できます。もちろん生産コストに含まれる農業機

械とか農薬など、またその他の食料生産にかかわる製造・流通を含むトータルのコスト構造の見直しは重要ですが、それだけで埋められるかといえ、無理だと思えます。したがって価格政策の転換しかないのではないかと思います。

答申書は「一層の市場原理の活用」といっていますね。これで価格が下がるのだったら消費者にとって歓迎すべきことですね。一方で、特に北海道のような大規模専業農家に対する打撃が大きいかどうか非常に不安です。そこで直接所得補償とは国境措置の一つだと私は思いますので、中山間地域に限定しないで北海道のような大規模専業経営に対してこそ、きちんと所得補償すべきだと思っております。価格政策を市場原理に転換するならば、所得補償とセットでやってほしい。そうすべきだと思えます。これまで高コスト・高価格で国民の負担に転嫁してきたわけですが、所得補償は公的財源で行うわけですから、納得できる税の使い方ではないでしょうか。

岩崎：何点が申し上げたいのですが、中間取りまとめの両論併記の時は、直接所得補償という表現です。今回の答申は直接支払いという・・・これは議論の過程でいろいろあったと思うのですが、私の感じとしては、どうも問題が矮小化されて利用されたなという感じがしないでもないのです。つまりWTOを前提にしてもう価格補償は無理だから直接補償、EU型デカップリングにしようと、農業サイドや学者もほとんど言ったわけです。それを矮小化して捉えられて直接支払い、しかもこういう形でやるかというのはこれから検討するということですね。EUもアメリカも、直接支払いといってもやっぱり価格政策が前提になっているわけです。アメリカもローンレートは下げられましたけれどもローンレートは維持しているし、EUだってやっぱり介入価格は下げられましたけどそれはあるわけです。その差額を直接補償する。日本にはその支えがないわけですから、支えがなくて直接補償となれば、非常に社会政策的なイメージで捉

えられているという点でやっぱり問題だろうというふうに思います。その意味ではオーソドックスにまず生産者に対する、特に北海道の場合ですね、価格支持というのはやっぱり前提になって、そして中山間地なり条件不利地域に対する改善と言いますか、支援策というのは必要ですし、三番目に、その条件不利地域の直接補償、こういう論理になると思うのです。それから、田端さんが言われた内外価格差の是正、これは必要なわけです。問題はどをやって内外価格差を是正するか。食料というのは価格の問題だけではなくて、質の問題とか安全の問題がありますから、単なる価格差だけで議論をするのは危険だという気もするのですが、それにしても、今度の答申でも、市場の原理の導入で価格差是正なのです。これは日生協のレポートでは書いていますけれども、資材を下げるということに対して本当に取り組むということが一つ。それと価格についてはやはり二重価格なり不足払い নিয়ে消費者の内外価格差を是正し、

同時に所得補償を図ることが必要です。もちろん構造政策をやる必要もあると思うのです。つまりいろんな面から農民の所得補償をしながら、なおかつ内外価格差を是正する方向は何かということを考えるべきなんだけど、内外価格差是正と市場原理の一層の活用だけが前面になる。ということになると、結果的にはまさに農業が解体、停滞せざるを得ない、こういうことだと思えます。その意味では、先程からの議論もそうですが、非常にストレートに問題を提起されて、その間には農民とか国内農業の維持とかそういうのが捨て去られて、結論だけが出てきているというところに大きな問題があるというふうに思います。

田端さんの方から、それはある程度国民も納得できるという、非常に力強いお言葉をいただいたので、これから岩崎さんのご指摘になったようなことをもっともっと広めながら、国民的な合意を得て、北海道における所得補償という問題をもっと真剣に考えていかなければいけないと思えます。

あわせて、今入江さんの方から、大規模専業農家が展開していく過程の中においても、北海道の二〇万畝の農地をどう守るか

▶芽室町畑作風景



という点で、この答申の中ではそういう問題は全然明示されていないということがありました。長尾さん、農地問題について、特に最近それこそ中山間地域において耕作放棄地がはじめています。いわゆる農家が高齢化してしかも後継者がいないということで、農地が相当放棄されるのではないかと、ここで、一二〇万の農地が守れるのかという論議がありますが、長尾さんの方から問題提起していただけますか。

### 耕作放棄地をどう守るか

長尾：やはりそういう耕作放棄地自体が出てくるということで非常に懸念されるのは、今問題になっている産業廃棄物の捨て場になるのではないかとことです。株式会社が農地を取得するようにすると、所有権を厳しく制限しないと、農地の転用は免れないと思います。どうしても所有権が絶対的な今の農地法ですから、憲法もそうなっているのでもしょうけれども是非とも利用権を所有権よりも上回るような形で厳しく制限、規制

を加えてほしい。とにかく人間が働いてつくる価値のものではなくて、いわば自然から与えられた、神様から与えられたといった表現は不適當かもしれませんが、そういうものについては徹底した規制が必要ではないかと思えます。そういう耕作放棄地自体が農業に振り向けられるか、その他の産業に

振り向けられるかは、私は中山間地域の場合はそれほど問題にしないのです。

ただそういうことで地域の環境が守られる方向に利用されるのであれば何の異論もないのですが、逆にそれがもたなって環境破壊をする恐れが出てきます。耕地を放っておくとエロージョンを起しますし、人工林の落葉の森林を放棄しておくと、やはり根の張りが弱くなりますので、間伐しないと台風で倒木しやすくなってしまいます。一旦人間が手を入れて植林した所は最後の最後まで人間が管理しなければ自然は守られないですから、中山間地域はもとよりその下流域に対しては相当大きな被害をもたらすわけです。

ですから全体的に自然環境の保全を請け負うという形で、そこに若い人達が行って働ける場をつくることによって、農地の再利用ということも考えることができるのではないのでしょうか。そのための方策として、一つはそういう土地を公的に買い上げて管理するという、ワンクッション置いた方策が



▶美瑛町

考えられます。耕作放棄地を専門的に管理するのは中山間地域だけでなく平場農村地域でも、利用権を設定してとにかく農業に利用したい人に積極的に貸していくようにする。そしてどうしても農地を売らなければ借金を清算してやめられない、農業から手を切れないという方に関しては買い上げましようという形にはおかなければなりません。耕作放棄地は、北海道においては農産物の市場価格の低下がどんどん進んでいきますと、限界地と言われる立地条件の悪いところからだんだんと離農者が出てきます。そういうことを放っておくのではなくて、地域の振興公社なり開発公社みたいな第三セクターをつかって、農地を買い入れることが必要になります。そこで農地を管理しながらそれを新たに貸し付けるなり、あるいは、それを林地に戻していくというようないろんなことを考えるセクションまたはシステムが必要ではないかと思っています。

司会：今のご指摘は非常に大事な

ことだと思えます。この答申の中でたまたま株式会社の参入の問題が触れているのですが、幸いこの答申では「一般的には認めない」ということにはなっています。しかしいわゆる生産法人等を通じて株式会社が参入することもいいのではないかという論議もあります。

これらの論議の根拠となっているのが、北海道の場合は条件不利地等を中心にして、農地を誰も買ってくれない。だからそういうところを買ってくれるなら株式会社でもいいじゃないかという意見もある。そういうものに助けられながら、財界の方では「株式会社が農地を持っていいじゃないか」という意見が出てくるのですが、それはあくまで所有権の方から論議をするからそうなるので、今長尾さんのご指摘のように、利用権で考えれば、耕作放棄地なんかを防止する方策をとれると思います。

例えば新規参入者にしても、農地を買わされると負債を背負ってしまいますが、これを賃貸でもって利用させてもらうのであれば、

もつとスムーズに新規就農の方は入ってくると思うのです。その為にはやはりご指摘のような公的管理をやりながら利用権としてどう活用していくのかという立場に立ってあげれば、さっき入江さんのお話もあったように、一〇〇万円の農地を守っていく方法が出てくると思います。

それをとすると売買という所有権で論議をするから、これ以上負債を背負わせるような農地の持ち方は駄目だとなるわけですが、長尾さんのご指摘の利用権の問題だろうと思います。

入江さんどうですか、中央会もそのあたりは考えているのでしょうか。

### 新しい農地管理制度を

入江：中央会だけでなく行政、関係機関一体で要望してきたのは、当面担い手が見つからない農地を行政で線引きして農地保有合理化事業で買い上げて頂き、第三セクターなどに保全管理を委託し担い手が見つかり次第、通常の合理化事業にのせるといふ新しい農地管

理制度をやること、農地保有合理化事業について現行最長で一〇年の貸付期間を超長期にすること、新規就農者の就農支援資金の免除、機関保証制度の充実、及び農業後継者が親から引き継いだ借入金を長期・低利の資金に借り換えする制度の創設などです。そして、いずれの対策も現行制度の手直し程度ではなく、かなり思い切った改革をして頂かなければならないと考えています。

それから株式会社問題です。全中では、株式会社一般の農地の取得は認めないという線は崩していませんが、農業生産法人の一形態としての株式会社については、全国五〇〇件ほどの農業生産法人を対象にアンケート調査を実施したところ、府県の方で、すぐ株式会社にしたい、数年後にしたいとの意向の法人が併せて六〇戸ぐらいあり、こうした意向を踏まえ、不安や懸念を払拭する措置を講じることを条件に認める方向を出しました。尚、北海道も一〇戸ほど調査しましたが、株式会社化する意向の法人はありませんでしたし、

一般論として株式会社形態を導入することについては、転用規制などの条件付き賛成は二件であり、他は反対でした。

それから、いよいよ担い手がいなくなり耕作放棄地になってしまふという場合、現実問題としてどうするか？という課題に対してですが、全中では、市町村やJAが出資する株式会社形態の農業生産法人にすれば農地所有者が参画し易いメリットもあると説明して



▶美瑛町馬鈴薯収穫

いますが、こうしたことについては北海道で本当にやれるのか？現状の特定農業生産法人制度の中でもやれないのか？今後、検討する必要があると考えています。

司会：農地問題について長尾さんの方から利用権という方向で問題解決の展望を出していただきました。岩崎さん、株式会社農地を取得しようという意図ですね。恐らく経団連なんかの考えだと思っのですが、どうも食管法にしても農地法にしても規制緩和と要求の中からこの問題が出てきていると思うのです。このあたりの狙いのようなものを指摘してみてもらいたいと思います。

岩崎：その前に長尾さんの議論と関連したことを一言。まず、北海道でこの公的管理のモデルが必要だと思います。現行の農地法というのはあくまで耕作者主義でありまして、歴史的には農地改革で地主制を打破するという意味で耕作者主義は有効で、耕作者が農地を守るということによって農地の社会的機能

と言いますか、環境財的な側面も担ってきた。ただ現段階ではそこにいろんな矛盾が起きている。北海道にはないのですが、府県では耕作者主義が土地資産を形成し勝手に転用もする、そういう発想が出てきているということも事実なわけですね。その点では今度の答申で、農地は公共財であるという位置づけをしたのは評価できるかなと思います。

そういう意味では、北海道は耕作者主義だけで農地が管理できる段階ではない。所有形態、利用形態を含めて北海道の農業サイドの人、我々学者も含めて抜本的に考える必要がある。先程入江さんが「超長期的」というふうに言いましたけれども、言ってみれば永続的に借地でいいのではないかという議論は、やっぱりあると思います。現実には政治の問題が絡みますからどこまでできるかというのはあるのですが、少なくとも理念的、理論的に問題提起し、それから現実的にどこまでできるのかという点で、是非北海道でこそ提起したいなというふうに思っています。

### 株式会社を認めるべきでない

株式会社の問題ですが、幸さんが言われましたように、今の耕作者主義とも関連があるのですが、日本の農地法は耕作者主義で利用転用規制はゾーンで、都市計画法とか農振法で規制していたわけですが、しかしこれはだんだん骨抜きにされて、規制緩和、転用緩和の歴史だったわけですね。そして経済界は最後の砦として、この農地自体も自由に取得または利用したいということだと思っております。その最初の突破口として法人形態という形で提起した。

入江さんは先程、北海道ではアンケートではなかったということですが、私がゼミ生と一緒に農地法人の調査をした時に、かなり元気に生産をやり、観光農園をやり、加工をして自分で売っているという法人なのですが、やっぱり株式会社がいいという意見がないわけでは無いのです。例えば農業生産は有価会社で、そして流通・加工は株式会社でやっているという法人は現実にあるわけです。そして

それぞれの社長を二つ兼ねてやっている。これを何とかしたいという気持ちがないわけではない。

ただこれは、先程も出ましたけれど、これは今の生産法人、基本的には家族経営の連合体という性格をもっていますし、その中で先程の要求みたいな、法律的に満たせないことはないかなということが一つと、それとやっぱり全体から見ますと、その辺はちょっと我慢してもらおうと言つと変ですが、全体的に農地をどうするかという大局的な観点から立ちますと、ここではきちんと農地は、先程言った耕作者主義に限らないのですが、家族経営の連合または公的管理が担うという、そういう点では、株式会社を最終的には認めるべきでないという点では同じです。

### 農業の持つ多面的機能

司会：これまでも所得補償の議論、さらには今の農地の問題をめぐって、いわゆる環境保全という立場で農地を守ることから、農業の多面的機能の問題で指摘があったと思います。

今回の答申で一つ私はこれから  
の展望として考えられるのは、こ  
の多面的機能のある程度位置づけ  
たという点があるのではないかと  
思います。そういう面で特に都市  
住民と農村とのつながりが非常に  
多面的機能の問題で論議になると  
思うのですが、田端さん、消費者  
の立場から、農業のもつ多面的機  
能、これは農業と限らないと思う  
のです。林業もありますし、水産  
もあると思うのですが、都市住民  
とのつながりでの多面的な機能に  
ついて何かご意見があったら聞か  
せていただきたいと思えます。

田端…生協では産直活動を通して  
物だけでなく、生活情報を含めて  
人的な交流がありますから、その  
中で農業の持つ多面的な機能につ  
いて理解が広がっているといえま  
す。今回の答申に、かなり書き込  
まれていることは評価したいと思  
います。しかし、法案になった段  
階で、どんな形になるのかという  
不安もあります。他の部分に比べ  
てポリウム多く触れられている  
のがむしろハテナという気がしま

すので…。

そのほか、女性の地位向上や農  
業教育の重要性や持続可能な農業  
への転換の必要性・都市農業の展  
開などが項目に設定されている点  
は視野が広げられた成果だと思  
います。法案にきちんと位置付けて  
欲しい思っています。

入江…多面的機能については、全  
中では中山間地の直接支払いとい  
う方向で議論しています。対象地  
域としては、お話のあった過疎法  
等の指定を受けた町村を対象に検  
討されているようです。尚、北海  
道の五法の指定町村数は、全国平  
均よりも高くなっています。ただ  
し、私たちはこれまで、中山間地  
対策ではなく、平場の農業経営を  
対象にした経営安定措置としての  
直接支払いを要望してきました。

先日、自民党農業基本政策小委  
員会では、価格政策の見直しと経  
営安定措置の問題に関する議論が  
あり、経営安定措置は品目別に導  
入するが、構造改善が進んで一定  
以上に規模拡大がされた経営体を  
対象に経営トータルの経営安定措  
置も検討することが提起され、具

体的にはカナダのNISAが紹介  
されてきました。

又、道庁では畑作の輪作に緑肥  
を導入するための直接支払いを検  
討されています。酪農ではふん尿  
処理の問題への対処を絡めた直接  
支払いの方法が想定できます。米  
についても、多面的機能と関連さ  
せた方法を構築しなければいけま  
せんが、具体論となると正直まだ  
細かな提案まで出ていないので、  
先生方からもぜひお知恵をお借り

したいと考えています。そして、  
今後、さらに個別品目、又は経営  
全体を対象にした経営安定のため  
の措置を導入するよう引き続き働  
きかけて参りたいと考えています。

岩崎…多面的機能というのは非常  
に結構なことで、これは是非位置  
づけていたいただきたいと思うし、た  
だちょっと気になるのは、田端さ  
んが言われたことと同じですが、  
この部分のポリウム多いですよ



▲美瑛町自然の家

ね。本来は多面的機能は独自性もありすけれども、本来農業生産を発展させ、そこにいる生産者の生活が安定することによって、多面的機能が果たされているんだという、それがちょっと切り離されて、多面的機能、多面的機能と言

うことはどうなのかなというふうな気がします。もちろんその多面的機能について、現実には北海道も含めていろんな形で農民または地域の人たちが努力してやっていますね。そういう現実にある動きについても評価なり補償なり、そういうことがやっぱり基本だなというふうに思います。

### フランスの農業基本法に おける多面的機能の位置づけ

司会：今フランスでも新しい農業基本法制定について議論がされています、その中で、契約農業という位置づけをしまして、そこで農業のもつ多面的機能を位置づけがあります。その中で三つの整理をしているのですが、一つは経済的機能という部分です。これは当然のことながら食料を確保するこ

う食料生産の問題、それから環境的機能ということ、これは自然環境の尊重ということ、都市住民との交流も含めて自然環境を尊重してということ。

もう一つの場合は、日本では考えられなかったのですが、社会的機能というのもこの農業に持たせる。それは何かと云ったら、雇用促進なんです。これは今日本にとっても、不況の中で失業率が四、五%と言われ、特に北海道は高いわけですが、そういう中で農業で雇用促進ができる。その為に所得補償をやるうという考え方なんです。農業で食っていけるものを補償してということ、そしたらもつと農業に都市からそういう人達が入ってくる、雇用促進になると。高齢者はもちろんですが、若い人でも自然と一緒に仕事をやってみたいという希望があるのです。だからそういう面では、雇用促進の面からも所得補償をやらなければいけないという発想は非常に素晴らしいことだと思います。そういう意味ではフランスの例に習って、今所得補償を国の方でも

どというふうにしてやったらいいかということ、いろいろ検討されているわけですから、こういう農村に来て住みたいという、特に若い人を中心にして、それに対する所得補償をどうするか、特に新規就農で若い人がどんどん入ってくるわけですから、そういう人達に対する雇用促進の為に所得補償が必要だという、そういう点で多

面的な機能を農業に持たせるといことが非常に大事ではないかと思えます。最後にこれは田端さんから安全の問題を必ず触れてくれるようにという問題もありました、日本生協連の提案で素晴らしい指摘があります。

岩崎：これ、良くできていますよね。総合的で、視野が広くて感心しました。

司会：農政を転換するには、消費者の農業・農村への理解、それから生産者の消費者の要求、安全とか安心だとかという問題、それから食料供給システムへの理解、こういうもの、この両者が相互理解することによって初めて対等な

立場で共同作業をやるかどうかによって農政を転換させることができるという点で非常に感銘を受けたました。

我々農業関係者はどちらかというと消費者にもっと農業を理解してもらおう、所得補償などについて消費者にどうやったら理解してもらえるんだろうといういろいろやるのですが、逆に生協の方から、生産者自身が消費者の持っている要求、食料供給のシステム、こういうものの理解が足りないの、ここをもっと知ってほしい。お互い



▶ 新冠町牧場風景

に両者が対等の立場で共同作業をやることによって、今の農政を転換できるんだという指摘をしているのです。そういう意味では、

私も農業関係者はともすると消費者ばかりに「理解しろ、理解しろ」と言っているけれども、逆に消費者の考えていることを農業者、農業サイドの側がどう理解してきたかという、この点はやっぱり勉強不足というか、理解不足というか、これを痛烈に生協では指摘していると思うのです。

今まで我々は、今回の答申でも全て国民的合意のもとに初めて成り立つということが言われているわけで、国民的合意を得るためには、農業関係者自らが消費者の要求なり食料の供給システムというのを理解する事が大切なことで、それをしないで自分達のことだけを理解しろ、理解して欲しいでは、政策の転換にまで結びつかないという指摘ですね。だからそういう意味で、特に安全の問題ですね。先程から田端さんが指摘されておりましたように、特に農業者に向けて、食料の安全供給というのは

どういうことなのかというのかもしれませんが、もしありましたら、提起してもらいたいと思います。

### 日本農産物の安全性の確立を

田端：日生協は、食の安全性確保を消費者の権利として確立し、そのための国内の法体系や体制の整備、国際的な安全基準の確立が必要だと提案しています。私が言いたかったことは、日本農業が安全性を確立することは、消費者の言い物ねだりの気持ちではなく、今後ますます激化する輸入農産物や食料との競合関係の中で、日本農業の活路を切り開くには違いないということだと思います。その意味で、今回、「食料の安全性の確立・品質の向上」の項目の設置や持続的な農業への転換の必要性、有機食品の検査認証制度の創設を含む食品の表示・規格制度の見直しが答申され、「遺伝子組み換え食品の表示の検討」が指摘されたことは大きな前進といえますし、法案にしっかりと位置付けられるように、生産者のみなさんと一緒に注目していきたいと思えます。

安全性の問題でつけ加えたい点は、残留農薬基準の円滑な運用についてです。現在の残留農薬のチェック行政は、消費者にとつて非常にわかりにくいのです。農薬の公定規格や登録は農水省の農薬取締法、食品の残留農薬基準は厚生省の食品衛生法によるのですが、この両省の連係が十分ではありません。新基本法には、残留農薬基準の運用を円滑化の条項を設置してほしいと思っています。農業に關しては、残留基準の設定対象農薬数をもっと広げること、環境ホルモンとの関連についての検査体制の整備や情報公開を望みたいと思います。

つまり消費者は、食生活の安全と農業を結びつけて考えていることを、生産者の皆さんに知ってもらいたいのです。そして農村の女性の皆さんとの提携を深めたいと思います。以前に、この「地域と農業」で紹介しましたように、日生協の開発した国産農産物を国内で加工する「日本シリーズ」があります。これは生産者と製造業者と販売者の生・製・販同盟による

「日本農業応援シリーズ」なのですが、安全性や生食規格外の活用や自給率向上への取り組みとして今でもロングランで全国生協の組合員の支持を集めています。道産農産物が原料の主役なのも人気ですが、食料基地北海道で道内加工の北海道シリーズが開発されることを期待したいものです。それには、生協だけではなく消費者協会やその他の消費者グループが連携し合うこと、生産者と消費者が生活情報や要望を互いに発信し結びつきを深めることが重要だと思います。それが、法の具体的な実現につながって行くのではないでしようか。

司会：私は生協のこの提言の最後のところを指摘しましたように、消費者と生産者がお互いに理解しながら手を結んで農政を転換していかなければならぬという、田端さんから消費者の側に立った安全の問題、規格の問題、あるいは表示の問題ですね、それから環境、Eコシテムの問題ですね。こういうような問題を提起されました

が、これは農業関係者の三人の方々から最後に今の提起に対して決意を込めて一言ずつお願いします。

田端：恐縮ですがもう一言。輸入農産物や食品がオーガニックを前面に打ち出して国内市場にも進出してきています。各国それぞれ認証制度があつて表示に根拠があるのが強みです。今回の答申で有機食品の検査・認証制度の創設が提案されましたが、うかうかしていると地場産物や国内産の新鮮・安全の強みが、海外のオーガニック農産物・食品に足元をすくわれて競争力を失う心配がありますので、食料の安全性確保について強調してしまいました。

司会：入江さん、生協の方がこういう提起をされているので、農協の側からもっと消費者に理解してもらつて、安全の問題とどういふのは、農業者自身の中で、農協の中でどうなんだということも含めて、消費者と手を結んでいくために決意を言めて聞かせて下さい。

## 北海道はクリーン農業を目指す

入江 北海道はクリーン農業を進めています。各JAを通じていろいろな取組みを進めていますが、これからは安全・安心・クリーンをめざしてさらに取組みを進めて参ります。

基本法の関係で、調査会の委員である主婦連の甲斐先生が、今年の七月北海道の畑作と酪農を視察してくれました。村をあげての土づくりの取組み、牛乳取引を通じて都民生協との交流、酪農家を作るチーズや牛乳、ヨーグルトなどを町やJAがまとめて販売するアンテナショップの取組みなどを見て頂きましたが、最後に視察全体の感想として次のような話をしてくれました。「農業・農村は、毎年三兆円を超える予算を使いながら何も変わっていない。だから、外部から市場原理をいれ、株式会社をいれて改革する必要がある。調査会にはそういう認識が根底にあります。北海道農業を視察し、生産者や組合長と懇談して感じた

のは、北海道の皆さんが間違いないと変わってきているということ。しかも、消費者の方をしつかり向いてくれている。そのことが凄く嬉しかった。こういう人達が自らやろうとしているのだから、株式会社をいれて外から無理やり農業を変えろというのではなく、もう少し見守ってあげるべきだ、私はそう思いました。」

もともと、甲斐先生は経済原理ですべて進めることには反対の立場の方で、調査会の最終答申に対し、女性の委員の方々だけで意見書も出されていますが、こうした先生からこれからも頑張ってくださいと言われると、これまで農業者・JAなど関係者の方々が取組んできた方向は間違っていないし、今後さらに、消費者の皆さんと連携して進んで行くことをお約束出来るかと私は確信しています。

## 公共事業を削減して一兆円を価格・所得補償・地域農業の発展に

長尾：心配なのはやはり予算の措置です。これまでのように大蔵の

制約という言い訳ではなく、日本農業のためガットUR対策に必要な予算はきちんと措置するという政策理念が必要なのです。それを踏まえて、価格政策、国境措置、それからいわゆるグリーンないしはブルーの政策を考えるべきです。多面的機能に対する補償というものも是非取り組んでもらいたいです。日本の農林予算の問題点は、建設債（国債）による農業公共事業、いわゆる基盤整備のダムとかいろいろなそういうハードなもの割合が異常に大きいということだと思います。日本が一九九四年度の農業予算に占める農業公共投資の割合は六一%です。これに対してイギリスは二三%とか、ドイツは一九%とか、フランスはわずか二・九%です。こういう基盤整備の借金が農家の負債の中に入って非常に苦しめています。過去の土地改良事業関係の農家負債の中には、今でも約5%の利子を払っているものもあります。農地取得も、北海道の場合は特に農地取得という形をとっていますから、農地取得関係の資金が負債の中で非常に大

きな割合を占めております。

これまでは、あくまでも価格支持政策を前提として、北海道に対しては農地取得拡大政策を農水省自体が進めてきたわけですし、かなり積極的に、暗黙の了解なんでしょうけども、価格補償をするから取得しても大丈夫だということになったんだらうと思います。だが、農家の立場から言えば、もはやこういう公共事業や農地に対する投資は、今やほとんど必要なくなっています。にもかかわらず公共事業は強制的に農林予算に組み込まれて、こんなに農家のためにお金を使っているんだぞという話になっていくわけです。ですから農業の公共事業を思い切って削減して、価格政策、所得安定、あるいは直接所得補償なり、地域農業の維持・発展および環境保全に貢献するソフトを中心とした政策投資というものをもう少し進めていかなければなりません。そのため国家予算は、それほど大きくなくともよいと思います。1995年時点の農水省予算は約三兆三十七億円ですけども、これがたとえ

一兆円減ったとしても、それをほとんど土木事業以外の方に使わせていただければ、もう本当に国民に喜ばれるようなきちんとした農業行政、農家も喜びますし消費者も喜ぶような態勢がとれるんじゃないかと思えます。つまり消費者にとってみると、これまでの消費者負担型のそういう価格政策等がある程度低めながら、直接所得補償などの財政負担型のところまで対処できるといいうことですね。それによって農家も、地域社会、農村も生き残るということになるわけです。こういうことを言うのが、土建関係から大変嫌われますが、やはり是非最後に一言いっておきたいと思えます。

司会：それとあわせて、最後に生協の提言しているのは、「新しい農村社会の創造」という中で、要するに、「農家が定住条件を確保できるための医療や教育の保障を是非やるべきだ」と指摘してくれているんです。そういう面で、今長尾さんの指摘があったように、もう少しソフト面に、というか、

箱物でもいいんだけど、医療とか教育で箱物ならいいのですが、言ってみれば、農道空港だとカダムだとか、そっちばかり目をとられているということは、消費者の中から指摘を受けているので、これは是非政府なりにも考えてもらいたい問題だと思います。

### 「食農同根」

岩崎：少し大きい話からしますと、やはり最終的にはWTO体制の見直しいし修正ということを政府にやらせる、またはそういう政府をつくることしかないと思っております。

ただ、じゃあそれまで待つのかという、そういうわけにいかない、WTO体制は日本の政治や経済や社会の構造がこれを受け入れる条件をつくっているという、そこに目を向けるべきだと思っております。そういう意味では農業サイドの人達は政治家に頼って何か要請して、選挙を通して政治家を利用して、ということをやってきたわけですが、実はそれが問題だったんだらうと思うのです。田端さ

んが言われたことの別の言い方なのですが、そういう意味ではもっと内在的と言いますか、地域の人達や消費者に理解してもらうというだけでなくて、現実の生活の中でそういうつながりを作るといことがないと、長期的に日本の農業、北海道農業の維持・発展というのではないのだらうと思います。

生産者と消費者が極度に分離している、これは日本の特徴だと思っております。ヨーロッパなどの農業の合意とか、先程幸さんの方からフランスの農業法の評価というのが出されましたけれども、やはり最後はそこなんだらうと。生産者と消費者が分離している。食・農が分離している。私の恩師の大谷省三先生が「食農同根」という言葉を使って遺言みたいにして亡くなりましたけれども、やっぱりこの食と農が一緒の根っこで、生活や文化の問題を含めて食と農が本来一体であるべきなのが分離している。ここが日本の弱いところ、分離したものを同じものにするということが、実はWTO体制を見直すなり打破するなりの最大の基



盤になるだろうというふうに思い  
ます。

先程入江さんも言われましたよ  
うに、私は東京出身ですが、北海  
道の農産物というのは非常に評価  
が高いわけです。北海道に来て、  
「やあ、牛乳美味しい」「タマネ  
ギ美味しい」「イモ美味しい」っ  
てみんな帰っていくわけで、それ  
は美のところ生産者もあまり知ら  
ないのではないかと、もっともっと  
自信を持っていいと思います。  
北海道トータルもそうですし、北  
海道それぞれの地域の中で生産者  
と消費者が結びつく、そこに流通  
業者だとか加工業者だとか学校や  
団体をそういう輪の中に組み込ん  
でいくという、それが自給率を向  
上させる、または外国からの圧力  
があっても内在的に打破する力だ  
と思うのです。その意味では日生  
協または田端さんが言われたこと  
は、全面的に賛成で、それでなお  
かつ独自のものを北海道の中でせ  
ひつくっていききたいなというふう  
に思っています。

司会：…どうもありがとうございます

した。最後に締めくくっていただ  
いたように、食と農のかたい繋が  
り、これこそが農業を変えていく  
大きな力になるのではないかと  
いうことで締めくくりました。先程  
指摘しました、生協の提言の一番  
終わりのところを紹介しながら終  
わらせていたかと思えます。

「農業・農村にかかわる課題は複  
雑で多岐に渡り、消費者が正確な  
理解をもつには大変な努力が必要  
です。しかし消費者が抱える食の  
問題の解決のためには、自らの消  
費のあり方を考えるとともに農  
業・農村の問題への理解が必要で  
す。私達は生産者自身も今まで以  
上に消費者の食への要求や食料供  
給システムの問題への理解を深め  
てほしいと考えます。そのこと  
によって、消費者と農業生産者の相  
互理解と対等な立場での力強い協  
同の作業が可能となるはずで  
す。また政府等の行政施策の転換にも  
つながるはずで「こう締めくく  
っています。」

こういうことで、是非消費者と  
生産者が本当にかたく手をつない  
で、今の農業・農村を考えていく。

これ以外に今の農業を変える力  
はないのではないかといいことだ  
と思えます。是非お互いの立場  
で努力しながら、北海道農業の発  
展のために頑張っていきたいと思  
います。これで終わらせていた  
きます。どうもありがとうございます。

◀ひなたぼっこ



# 「ただけない」話

## その4

### 消費生活アドバイザー 赤城 由紀

口を開けようとすると痛くて開けることができなくなったり、物を噛むと顎の関節部分が「カクンカクン」と鳴る（専門用語でクリックングと言います）といった症状を起こす「顎関節症」というものがあります。最近では歌手の森高千里さんが罹ったというので有名になったようです。

失った歯が多くなったり、顎の関節や筋肉が老化疲労することによって起こることから、以前は年配者に多くみられた症状です。

しかし近年は、若者にこの症状が多くなっているというので、食生活と健康との関係を考える上で良い教材になると思います。短大の「消費者生活論」の講義の中で、この顎関節症について取り上げてみました。

すると驚いたことに、「高校の時に顎関節症で手術をした」「中学の頃、顎関節症で長い間歯医者に通っていた」「一年くらい前から口を大きく開けることができなくなった」「中学の頃から顎の関節がおかしくなって、一番ひどい

頃には指一本分しか口が開かず、自分で顎の関節を押し、ずらして治していた」「口を開けると顎の骨がコキコキ鳴るので不安に思っていた」といったレポートを書いた学生が、五十人足らずの中になんと十三人もいるのです。およそ四人に一人というのは思いの外高い数値です。

人知れず悩んでいて、「自分だけではないことを知って安心しました」といった感想を述べた学生もいました。「姉が顎関節症になって痛がっていた」「友だちが悩んでいた」など、顎関節症に罹った人を身近に見ている学生も多く、自分の健康への不安とともに関心の深いテーマだったようです。

顎関節症の原因としてよく言われることに、柔らかい食品ばかりを時間をかけずに食べているということがあります。子供たちの大好きなカレーライス、サンドイッチ、焼きそば、スパゲティ、メンチコロッケ、ハンバーグ、ハムエッグ、キョーザ、トースト、クリムシチュー（グラタン）の頭文字をとった「カーサンヤスメ」「ハ



## 赤城 由紀 (あかぎ ゆき) さん

札幌市生まれ。  
北海道大学文学部行動科学科卒業後、  
コピーライター、短大研究員を経て、  
現在、シンクタンク外部協力研究員を  
勤める。消費生活アドバイザー。北海  
道女子短期大学、光塩学園女子短期大  
学非常勤務講師

「ハキトク」は、お母さんの手抜き料理（レトルト、レンジ食品）としてすっかり有名になってしまいました。こうした食物は一体に柔らかく、噛む回数が少なくて済みます。

「ご飯、味噌汁、焼き魚、さんびらごぼう、ほうれん草のお浸し」という和食の組合せだと食事時間が十三分二十八秒で、咀嚼回数が千九回。一方、「チーズバーガー、フライドポテト、コーンスープ」といったファースト・フードだと食事時間が八分二十七秒で、咀嚼回数が五百六十二回であったという調査があります。ファーストフードは、水やジュースで流し込みながら食べるので、噛む回数ももつと少なくなるかもしれません。これでは顎が運動不足になってしまうのも当然です。

「人間の歯の六十パーセントは臼歯で、二十五パーセントが門歯残り十五パーセントが大歯。臼歯は殺物を噛むのに適した歯であるから、摂食力ロリーの六十パーセントを殺物から摂るのが理想であ

るということを示している。門歯は野菜類の歯で、犬歯は肉や魚を食べる歯。したがって野菜と肉とはほぼ二対一の割合で食べるのが良い」といったことを聞いたことがあります。

つまり人間の歯の構造は、和食をしっかりと噛んで食べるのに適しているということになります。「親知らず」には、食物を握りつぶす役割があったそうですが、柔らかいものを食べるようになって必要がなくなってきたので、四本ともきちんと生えてくる人は稀であるとか。「親知らず」は今や「我も知らず」になってしまったようです。このままいくと、他の歯もほとんど必要がなくなり退化してしまうかもしれません。

「小顔」流行りとはいえ、歯が無くなったり凸凹に生えてきたり、口が開かなくなったりしたのでは健康美人とは言えません。

この顎関節症は、口を開けると痛い、物を食べると痛いということ、思うように物が食べられない、本当に「いたたけない話」



になってしまいます。

さらに歯や顎のバランスが崩れると、首筋や肩が張る、腰が痛い、目が疲れる、耳鳴りがする、よく眠れない、体がだるいといったいわゆる「不定愁訴」が起こり、ひどくなると神経や血液の伝達が著しく悪くなり、脳や内臓の疾患を引き起こしたり、歩けなくなるといったのですから、知れば知るほど恐ろしくなってきました。

いま流行の機能性食品は補助食として素晴らしいものだとは思いますが、機能性食品さえ摂っていれば食生活は完璧であると言わんばかりの「マーシャル」が気になります。

「安全なオーガニック素材を使用し、栄養バランスを考えてあり、味もそこそこ美味しく、値段も手ごろで、健康に良い。しかも簡便」という刷り込みができてつづありませう。こういう情報はかり与え続けられれば、「これさえ食べていれば健康でいられる」と思い込んでしまっても致し方ないかもしれません。

すると、残念ながら「共食」や

「咀嚼」の大切さは忘れられていきます。「何を食べるか」ということは大切ですが、「どのように食べるか」ということは、それと同じくらい大切なはずですよ。

「噛む回数が多い人は記憶力が良い」「経口飲食ができなくなつてから痴呆が進み、寝たきりになってしまった」といった事例が示すように、物事の咀嚼力というのは、本当に食物の咀嚼力に比例するのだと思います。

物を噛むことの大切さについて再認識して以来、遅滞きながら日々の買物の中で一生懸命噛まなければならぬ食物に手を伸ばしてみるが多くなりました。

私たち消費者は、食の安全性や廉価を求める前に、私たち自身が気をつけることのできる「食べ方」について学び直す必要があるのではないかと思います。一生懸命物を噛むことによつて、国家予算の約三分の一に匹敵する日本人の国民総医療費を少しでも減らすことができるとしたら、これは素晴らしいことだと思えます。

## 連載



あのマチ・地域おこし活躍中  
このムラ

No.18

### 網走市の概要

二十一世紀に向けた農業振興計画  
策定作業進行中

#### ◇網走市の概要

網走市は、オホーツク圏における中核都市として農業、水産業、観光を柱に発展を続けている人口四万二千人余りの街である。

北海道のオホーツク海に面する網走支庁管内の東部に位置し、東は小清水町、西は常呂町、女満別町に連なり、南は東藻琴村に接している。広さは東西三三・八km、南北二〇・七km、総面積四七〇・八平方<sup>km</sup>。網走湖をはじめとする四大湖と、一級河川網走川及び普通河川七〇本が流れ、昭和三十三年に網走国定公園の指定を受け、年間を通して全国から二百万人を

越える観光客が訪れる風光明媚な地でもある。

気象は、比較的温暖で積雪は少なく、日照時間の長い地域である。例年一月下旬から三月下旬にかけて沿岸部は、神秘に満ちた流水により全海面が結氷する。

#### ◇網走市農業の現状

網走市の農耕期間の平均気温は十四・八℃、日照時間八六五・三Hr、降水量四一六・六mmと各作物の栽培が可能であるが、ばれいしょ、てんさい、麦類の三作目を主体にした機械化一貫体系による土地利用型の畑作農業を中心に展開している。

耕地面積は一四、四一六<sup>ha</sup>で網走市の総面積の三六%を占め、殆どが平坦な段丘である。耕地面積の内訳は、普通畑が二二、〇四八<sup>ha</sup>、樹園地一八<sup>ha</sup>、牧草地二、三五〇<sup>ha</sup>となっている。

平成十年二月現在の家畜飼養頭数は乳用牛四、一〇四頭、肉用牛二、〇二七頭である。

農家戸数は平成十年で五〇四戸うち専業農家三七二戸、七三・八%を占めており、一戸当たりの経営面積は二・八、六<sup>ha</sup>で拡大化の傾向にある。

経営規模別戸数では一〇<sup>ha</sup>未満八六戸一七・一%、一〇～二〇<sup>ha</sup>六七戸一三・三%、二〇<sup>ha</sup>以上の



◀網走市の馬鈴薯畑

農家が三五一戸六九・六%となっており、昭和五〇年以降大規模化が進んでいる。

農業生産額は平成九年で一九八億六千万円うち、プロイラー、食肉の商系扱いを除いた農業者生産額が農産一〇〇億四五百万円、畜産一六億一六百万円の合わせて一六億六一百万円である。農産の品目別では、てんさい三七・四億円三七・二%、ばれいしょ二九・一億円二九・〇%、麦類一七・四億円一七・三%と畑作三品が八三・

表1 主要農作物の作付け面積

単位：ha

作物名	平成7年	平成8年	平成9年
麦類	4,240	4,170	4,075
てんさい	3,560	3,560	3,555
ばれいしょ	2,940	2,880	2,920
野菜	282	353	401
豆類	287	352	382

(網走市農政課調べ)

五%を占め次いでだいこん、ごぼう、ながいも等の野菜が一〇・六億円一〇・五%、畜産では生乳が一三・二億円八一・七%と大部分を占めている。

また、農家一戸当たりの生産額は平成八年のデータで二、〇〇六万円、農業所得は九三三万円である。

◇農協統一へ

網走には現在、オホーツク網走

表2 農協別農家戸数の推移

農協	平成元年	平成3年	平成5年	平成7年	平成9年	9年/元年
オホーツク	480	445	433	407	396	82.5%
網走市	99	89	80	72	63	63.6%
計	579	534	513	479	459	79.3%

(農協総会資料より：戸)

農協と網走市農協の二つの農協がある。

昭和二十二年の農協法制定に伴い、市内の四地区にあった農業会が解散し翌二十三年に北浜に南網走農協、藻琴には網走市中央農協、卯原内に西網走農協、そして市街地に網走市農協の四農協が設立された。

農協合併については農業基本法が制定された昭和三十六年から協議が始まったが安定経営が故になかなか進まなかった。

しかしながら長年の努力が実を結び、平成三年に南網走、網走市中央、西網走の三農協が合併しオホーツク網走農協が発足、そして平成十一年には網走市農協との合併が予定されており、市内四地区に農協が設立されて半世紀余りの歴史を経て漸く一つにまとまりまもなく新たなスタートをきる。

◇営農集団と

農業機械利用組合

北海道は農業基本法の優等生と言われているが、その中でも網走は畑作の機械化一貫体系モデル地

区として全国的に脚光を浴びてきた。

網走の農業は、寒冷地作物であるばれいしょ、てんさい、麦類の三作物による輪作を機械化により行い発展してきたのであるが、それは農協を核として集団再編と機

表3 平成10年営農集団(組合)と利用組合

農協	集団数	利用組合	利用組合加入率
オホーツク	34	40	79.8%
網走市	8	7	41.9%
計	42	47	74.4%

(農協資料より：広域コンバイン利用組合、集団間協業分は除いた)

械利用組合組織の確立により実現したものであると言える。

生産組織は当初、農事実行組合としてスタートした。農業生産の近代化のための農業構造改善事業により農業機械が導入され始めた昭和三十八年に利用組合が発足し、単位となった農事実行組合が細分化されていたため機械利用の効率化を進めるため昭和四十五年から再編が始まり農事実行組合から営農集団（網走市農協地区は営農組合と呼ぶ）となった。

そして、同時期からスタートした第二次構造改善事業の導入と相まって集団単位の利用組合が整備されたのである。

現在、営農集団数四二、利用組合は四七組合、その他に広域コンバイン組合等が組織されている。利用組合の約三分の一は、播種から収穫までの作業を一貫して共同で行い、コストの低減と作業の効率化、労働時間の短縮を図っていることが大きな特色と言える。

#### ◇第四の作物の導入

農業の国際化の進展と需給緩和

による価格低迷のため、畑作専業農家にも野菜や肉用牛を取り入れ複合化による経営の安定化と三年輪作から四年輪作体系の確立を目指し野菜の導入を積極的に進めている。

オホーツク網走農協地区は根菜類の「だいこん」「ごぼう」「ながいも」等、網走市農協地区は「いんげん」「枝豆」等が基幹品目として栽培され大半を道外市場に出荷し年々評価が高まっており、作



▶オホーツク網走農協  
野菜集出荷選別予冷施設

表4 オホーツク網走農協基幹野菜作付け面積の推移

単位：ha

品目	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	10/6
だいこん	14.86	26.11	37.36	52.91	71.00	478%
ごぼう	46.23	56.08	77.58	77.96	76.41	165%
ながいも	25.61	31.98	34.25	42.22	45.65	178%
たまねぎ	27.89	29.72	31.70	31.39	29.56	106%

(農協資料より)

付け面積も順調に増えている。

特徴的なことは、オホーツク網走農協地区での野菜の取り組みである。それは、機械化体系が一定程度形成された省力的な野菜を畑作三品を作りながら作付け可能な品目を集団（利用組合）単位で取り組んでいることである。

勿論、播種から収穫まで共同作業であり一戸当たりの作付け面積は全て一律（南部地区の「だいこん」は約二倍）各戸の播種時期は集団で決定、精算はプール計算である。集団単位の機械化による取り組みであることから面積が一気に増加し、平成七年に設置した選果予冷施設が限界状況になつてきている。今後も作付け面積の増加が見込まれており、一大産地が形成されようとしている。

#### ◇わさび、朝鮮にんじん さくらんぼの取り組み

網走のユニークな取り組みとして「わさび」「朝鮮にんじん」の栽培とさくらんぼ観光農園がある。わさびは、昭和四十三年から栽培を行っており、現在四八戸の農家

◀朝鮮人参



が作付けし、生おろしわさび、粉わさびの原料として市内にある金印わさび(株)工場に出荷している。

また、市内南部の第二五営農集団では、昭和六十三年から朝鮮にんじんの栽培を始め、オホーツク網走特用作物栽培研究会を組織し、生産された朝鮮にんじんを真空パック及び乾燥粉末に加工して販売を行っている。現在では道内唯一の生産地であり、製品は北海道衛生研究所での成分分析の結果、高い評価を得ている。

さらに、網走では十数年前から三五戸の農家が新作物としてさくらんぼを導入し試験栽培を行ってきた。収穫可能な成木が増えたことから、樹木単位に実ったさくらんぼを、そのまま買い取るオーナ

制農園やもぎとり農園として毎年次々とオープンしており北限の観光農園として注目されている。

### ◇東京農業大学寒冷地農場

網走市の天都山の山麓に平成元年東京農業大学生物産業学部が開校した。寒冷地農場はこれに先駆け昭和五十七年市内南部の音根内地区に総面積二一・六畝の規模で開設されている。



▶東京農業大学寒冷地農場

農場の主な部門は栽培部と経営部である。栽培部は網走地域の生産体系の発展を目的としてばれいしよ、てんさい、麦類の三作物を主体にした第四の作物の導入に関する試験の他、かんがい水の有効利用を目的とした畑地かんがい試験を昭和六十年から実施し平成九年に農家が営農の中でより効率的にかんがいを活用できるよう作物別のかん水適期、土壌特性と土壌水分にかんする知識等を盛り込んだマニュアルを発行して好評を得ている。

経営部は地域営農集団による経営方式を取り入れ、職員が農業者としてオホーツク網走農協の組合員になり、そして第二四営農集団及び利用組合の一員となり実際に農業経営を行っている。毎年一定の所得があり、他の大学農場には例のないめずらしい仕組みをとっている。

平成十年四月から生物産業学部の直轄施設になり、運営も全て地元中心になったことから今後さらに、地域に密着した取り組みが期待されている。

### ◇卯原内酪農生産組合の取り組み

網走市街より北西のサン草で有名な能取湖に面した一角に五戸の構成員によって、生乳、麦類、ばれいしよ、てんさい及び青果物を生産している農事組合法人卯原内酪農生産組合がある。

昭和三十九年に四戸の農家が共同経営を始め、二年後の昭和四十



▶牧草収穫機

一年に一戸が加わり法人組織としてスタートした。現在、二〇〇頭の畑作と乳牛二五〇頭の酪農経営を行っているが設立当初から酪農部門と畑作青果部門の有機的結合により、耕地の効率的活用と完熟堆肥の投入による土壌の肥沃化に努め高い生産性をあげている。

酪農は昭和六十三年にフリーストール牛舎、ミルクングバーラーを完成させ、コンピュータによる飼養管理を徹底し、一日二回搾乳給餌一回で年間一頭当たり平均乳量が平成四年に二万kgを超えた。給与制・六〇才定年制をいち早く採用し、さらに新規構成員は組合の後継者に限定せず、外部からも参入できるように組織の活性化を図っており、現在二戸が東京都と津別町の出身者である。

また、平成四年には事務所兼研



▲コンバイン刈取り

修宿泊施設を新築、将来農業をやつてみたい、農業を体験してみたいという人を年間一〇数人実習生、研修生として受け入れており後継者育成に努めている。

一戸の年収給与は八〇〇万円、一〇〇〇万円、冬期間は週休二日農繁期でも週一日の休日を確保し、楽しくそしてゆとりある農業を実行している。

以上のような活動が高く評価され、平成六年に日本農業賞大賞を受賞したほか同年一月には農林水産省において酪農部門として日本一を証明する天皇杯を受けている。網走では全国の酪農のモデルとなる組織も活躍中なのである。

### ◇資源の有効利用

オホーツク網走農協では澱粉工場から大量に排出される生ポテトを有効に利用し、土壌改良に役立てるため昭和五十四年に澱粉工場に併設して堆肥工場を建設した。この工場は、澱粉工場から出る生ポテトバルブに近隣のピート工場の遊離土や鶏糞、ロール麦かん等を混入して半製品を製造し、これ

を営農集団の堆肥盤に供給して製品化し、地力増進に利用しようというもので、農産加工の廃棄物を原料に堆肥を生産し、再び畑に還元して役立てるといふリサイクル農業を展開しているのである。廃棄物の再利用という点でも大きな意味を持つが、機械化農業で有機質肥料に不足していた畑作農家にとって、得がたい有機質肥料の一つになっている。



▶オホーツク網走農協  
堆肥工場

また、網走は水産業も盛んであり、ほととの加工場から大量に出る貝殻を煮沸、粉碎したものを土地改良の暗渠の被覆材として利用している。今後環境にやさしく持続的な農業の展開を大いに期待したい。

### ◇さらなる飛躍を目指して

網走の農業は先人達の弛まぬ努力によって厳しい条件を乗り越え、地区の特色を生かした農協個々の取り組をベースとして発展してきた。平成十一年に農協が漸く一つになることから、現在、平成十二年度からの農業振興計画づくりを農家、農協、行政、普及センター他関係機関の全てが参加し当研究所が基礎調査を担当し進めているところである。

関係機関が丸となった取り組みは今までなかったことであり、このことは、様々な課題を克服し、まもなく迎える二十一世紀に活力に満ちた網走農業の確立に向けて確かな一歩を踏み出したと言える。

レポーター  
特別研究員 中谷 隆

# 消費者意識の矛盾 と食品表示

—岩崎ゼミのアンケート調査より—

札幌大学経済学部

教授 岩崎 徹

## はじめに

札幌大学岩崎ゼミナールでは毎年、北海道の農業や地域経済に関するテーマを選び、夏休みをかけて調査・研究を行っている。その成果を十月の大学祭シンポジウムで発表し、さらに、「研究誌」の形で印刷し公表している。一九九八年のテーマは「今、食品表示を考える」である。ゼミナールでは、まず、食品表示の仕組や分類、関連法規、表示方法改定の歴史やその背景等の研究を行った。つぎに、札幌市内のいくつかの製造業者、流通業者・生協が食品表示をどのように捉え、実施しているかを調べ、そしてさらに、消費者アンケート調査を行った。本稿では、紙幅の関係上これらの調査・研究の全てを紹介できないので、消費者アンケートを中心に食にかんする消費者意識とその矛盾・問題点についてみていく。

## 一、今、何故、食品表示が問題なのか

それでは、今、何故、食品表示が社会問題になるのだろうか、消費者アンケート結果を考察する前に整理しておく。

今日の日本では、金さえあれば季節を問わず、日本中、世界中の食べ物が入り出回るため、日本人の食生活は「豊か」で便利なものになったといわれている。遠距離・長時間輸送に耐えられるための保存・鮮度保持技術が発達し、薬剤や添加物が多用されるようになった。そのため食品の素性はますます不透明なものになり、食品表示が必要になったのである。食品表示は、基準をつくり指導・監督する（厚生行政、表示を行う製造業者・生産者、そして表示を見る消費者、といったそれぞれの立場・要求や利害がからみ、さらに、国際社会からの要請（外圧）も加わり、複雑なものになっている。

食品表示には、安全な食生活と正確な表示を願う消費者サイドの声や、自分の生産したものを正確に伝えたいという生産者の声も反映さ

れてきた。しかし、現在の食品表示の方向は、それらの「下からの声」よりも、輸入国の安全基準を輸出国の論理に合わせるという国際圧力（ガット合意とWTO協定）やそれに迎合する厚生行政や食品工業界などの「上からの声」にベクトルは向いている。消費者は、今後のベクトルの方向性を決める鍵を握っているのであり、消費者意識の分析はその点でも重要である。

## 二、消費者アンケートの調査と結果

消費者アンケートは次の三つのグループを選び比較・分析した。まず、札幌市内のスーパー、デパート、生協の店頭で一般消費者から聞き取り調査をした（二二三名。以下、一般消費者）。次に札幌市内の有機農産物販売店の協力を得て、有機農産物を常時購入している消費者を対象に、主に宅配を利用して回収した（二二八名。以下、有機購買者）。そして最後に、私の講義（日本経済論受講生一年生中心）の受講生に講義の前、予見を与えず配布し回収した（二二二名。以下、札大生）。一般消費者、食にこだわりのある有機購買者、若者の代表としての札大生、この三つのグループの消費行動、食品の安全性や食品表示に対する意識、さらには食糧生産や農業への関心と期待等を二〇〇の設問を用意し、その回答から判断しようとしたのである。

アンケート協力者は、札大生を除くと性別では女性が圧倒的に多く、一般消費者では八〇%、有機購買者では九八%に及んだ。年齢は二〇、五〇歳代、職業は主婦層が多く、会社員、パート、公務員と続いた。

### (一) 食料品をどこで買うか

—多いスーパー、学生はコンビニ—

食料品の購買先は（二つまで回答）、一般消費者は、スーパー八三%、生協三七%、デパート一七%、コンビニエンス・ストア（以下コンビニ）二一%、専門店五%の順である。有機購買者は、スーパー六五%、生協

三六%、共同購入三六%、デパート一%、専門店六%であり、コンビニは二%にも満たなかった。これに対して札大生は、スーパーが八四%でトップであるが、二位がコンビニで五九%、以下生協一四%、デパート六%と続く。いづれのグループもスーパーがトップであるが、コンビニは札大生が多く利用し、逆に有機購買者は僅かであるという顕著な特徴があった。

### (二) 何を基準に購入するか —主婦は新鮮さ、安全性、札大生は価格—

食料を購入する時に気をつけることは（二つまで）、一般消費者は、「新鮮さ」九一%、「価格」五七%、「安全性」二二%、「原産地」一〇%、「味」五%であり、有機購買者は、「新鮮さ」八一%、の次に「安全性」六六%があげられ、以下、「原産地」二六%、「価格」一七%、「味」五%と続く。これに対して札大生は、第一に「価格」があげられ（八二%）、つぎに「新鮮さ」五九%、「味」一七%であり、「安全性」は一四%と主婦層に比べ著しく低かった。札大生の「味」が主婦層に比べ高かったのは、学生が特に「味」に敏感なわけではなく、回答が二つまでなので「味」が相対的に高くなっただけのことと思われる。なお、札大生は、「価格」を気にしているにもかかわらず、決して安くはないコンビニを多く利用しているのは、生活習慣（夜方生活、便利さ）の故であろう（表一）。

### (三) 表示の確認度 —表示期限は見るが、原材料・添加物はあまり見ない—

つぎは加工食品の表示の確認度である。図1は期限表示の、図2は添加物表示の確認度である。調査では原材料表示の確認度も行ったが、添加物表示と同様の傾向にあるので省略した。

期限表示は、札大生は「必ず見る」割合が少ないものの、ほとんど

表1 食料品を買う時に気をつける点

問2	一般消費者		有機購買者		札大生	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
1 新鮮さ		4	0	1.9	35	0.8
2 価格	193	90.6	1	0.8	7	2.9
3 安全性	121	56.8	103	80.5	2	0.8
4 原産地	45	21.1	22	17.2	125	59.0
5 味	22	10.3	85	66.4	174	82.1
6 見栄え	11	5.2	33	25.8	30	14.2
7 その他	2	0.9	6	4.7	6	2.9

図1 期限表示を見るか

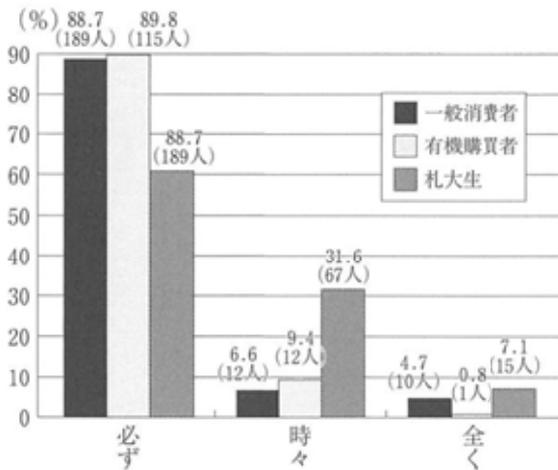
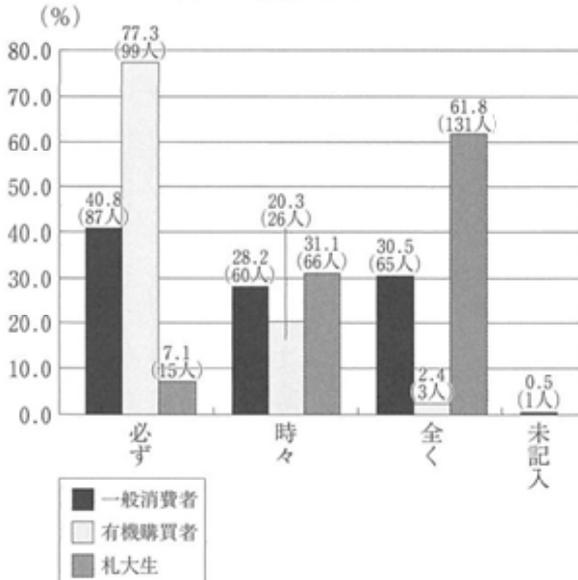


図2 添加物表示を見るか



の人が気にしている。添加物表示においては、有機購買者のほとんど(七七%)が「必ず見る」ものの、一般消費者は「必ず見る」四一%、「全く見ない」三三%、「時々見る」二九%の順であり、回答は拮抗している。一般消費者と有機購買者の差は、このような点に現われている。札大生にいたっては「全く見ない」が六二%にも達している。

製造年月日の表示義務は一九九七年四月に廃止されたが、それを知っているかの設問に対して、「知っている」のは一般消費者六〇%、有機購

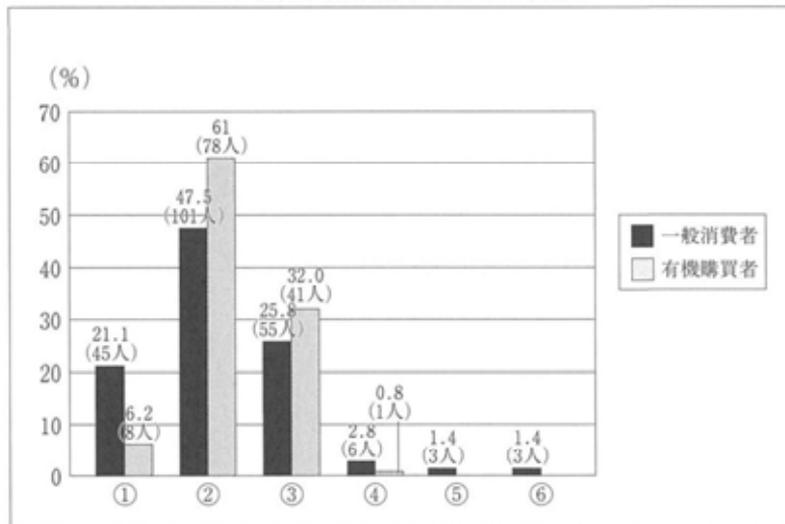
買者七六%、札大生四四%であった。ここでも、一般消費者と有機購買者の認識の差が現われており、さらに社会経験のない札大生の認識度の低さが認められる。

#### (四) 添加物表示 — わかりやすく、詳しく —

食品添加物の安全性について、一般消費者は「大いに感じる」二九%、「感じる」五〇%、「あまり感じない」二二%、有機購買者は「大いに感じる」七〇%、「感じる」三〇%、「あまり感じない」一%、札大生は、「大いに感じる」一五%、「感じる」四〇%、「あまり感じない」四〇%、「全く感じない」四%と、いずれも三者の反応の違いは明瞭であった。

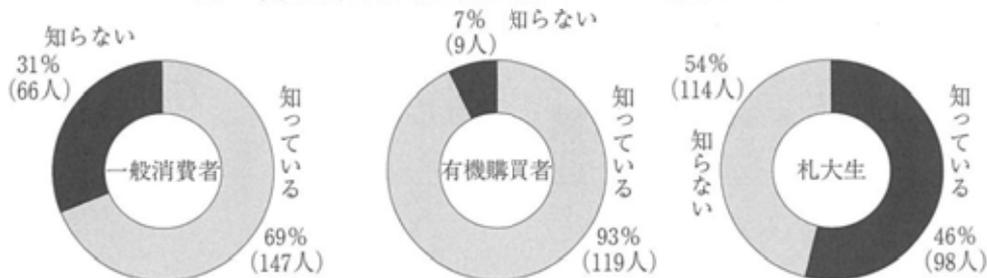
図3は、現在の添加物表示のあり方についての回答である。一般消費者、有機購買者ともに「難しいのでもっとわかりやすく」「もっと細かく」という回答が多く、有機購買者ではこの二つの回答で九〇%以上を占める。消費者は現在の表示方法はわかりにくく、改善を求めている。ところが、「表示を細かくされてもわからない」という声もある。たしかに、「わかりやすい表示」と「細かい表示」は現在では矛盾している。「細かい」表示をしても、化学記号が多く記されるだけであればかえって「わからなく」なってしまうのである。ここに現在の添加物表示の矛盾があり、表示する側に「わかりやすい」表示の工夫が要求されるとともに、消費者の教育・学習や姿勢が問われる問題なのである。「わかりやすく」と「細かく」は矛盾する。例えば、生協がPR商品を作った際に表示をできるだけ細かく記したところ、消費者は「生協の商品はどうして他社のものより添加物が多いのか」とクレームがついたと述べている。

図3 現在の添加物表示についてどう思うか



- ①このままで良い      ②難しいのでもっと分かり易くして欲しい  
 ③もっと細かくして欲しい      ④あってもなくても関係ない  
 ⑤表示はなくても良いと思う      ⑥その他

図4 現在、遺伝子組み換え食品が使われているのを知っているか



## (五) 遺伝子組み替えの食品

### ―意外と高い関心度―

現在、遺伝子組み替え食品が使われているのを「知っている」人は、一般消費者六九%、有機購買者九三%、札幌生四六%である。有機購買者の関心度が高いのは、意識の違いがあるのはもちろんだが、有機農産物販売店が機関紙に特集を組んだり、学習活動をおこなっている結果でもあろう。ここでも札幌大生の認識度が低いものの、全体を通じて遺伝子組み替え食品の認識度は、われわれの予想を越える高さであった(図4)。

そこで、遺伝子組み替え食品が使われているのを「知っている」と答えた人に、その表示について聞いたところ、一般消費者の六八%、有機購買者の九四%が「絶対に表示は必要」と答え、一般消費者の二四%、有機購買者の五%が「ものによっては必要」と答えている。さらに、遺伝子組み替え食品が店頭に並んだとき「買わないと思う」は、一般消費者の五三%、有機購買者の九一%を占めた。

## (六) 生鮮野菜の原産地表示

### ―国産品を求めている消費者―

生鮮野菜を購入するとき、原産地(原産国)に「気をつけている」のは、一般消費者の五三%、有機購買者の八八%であり、「気をつけているが、こだわってはいない」のは一般消費者の三三%、有機購買者の九%である。

さらに、「生鮮野菜を購入するときに、国産品、輸入品のどちらを「買うか」の設問に対し、「ある程度高くても国産品を購入する」が一般消費者、有機購買者とも一番多く(四七%、五三%)、二番目は「価格にかかわらず、国産品を購入する」であり(一般消費者の二六%、有機購買者の四一%)である。「価格の安い方を購入する」は一般消費者は

二五%、有機購買者は五%と少なかった。この設問は総理府アンケートでも行われているが、国産品と輸入品の品質や価格差を明示してはならず、このアンケート結果が実際の購買行動となるかどうかは問題なしとしない。

## (七) わが国の食糧生産・供給のあり方

これも総理府調査と同じ設問である。一般消費者、有機購買者、札幌生とも「少なくとも米などの基本食糧は国内で作る方がよい」と「食糧は出来るだけ国内で作る方がよい」が九〇%、あるいはそれ以上を占める(図5)。輸入食品のポストハーベスト農薬や食肉汚染が、消費者の安全性に対する危惧や不安として現われていることの反映であろう。一般消費者を全国調査と比較すると、「国内自給派」は全国より高く、農業地帯に生活している北海道消費者の特質と捉えてよいであろう。

## 三. 消費者意識の矛盾

### ―「安全性志向」と「甘え」の構造―

以上の消費者アンケートをまとめると、主婦は新鮮さ・安全性を札幌生は価格を基準に食品を購入すること、食品表示については表示期限は見るが、原材料・添加物はあまり見ないこと、添加物はなるべく使用しなくて欲しくないが、表示は「わかりやすさ、詳しさ」を求めていることがわかる。また、遺伝子組み替え食品の認識度は高く、買いたくないし、表示すべきとの声が大きいく、原産地についてはこだわり、わが国の食糧生産・供給のあり方は基本的には国内自給すべきこと、との消費者意識が浮かび上がってくる。

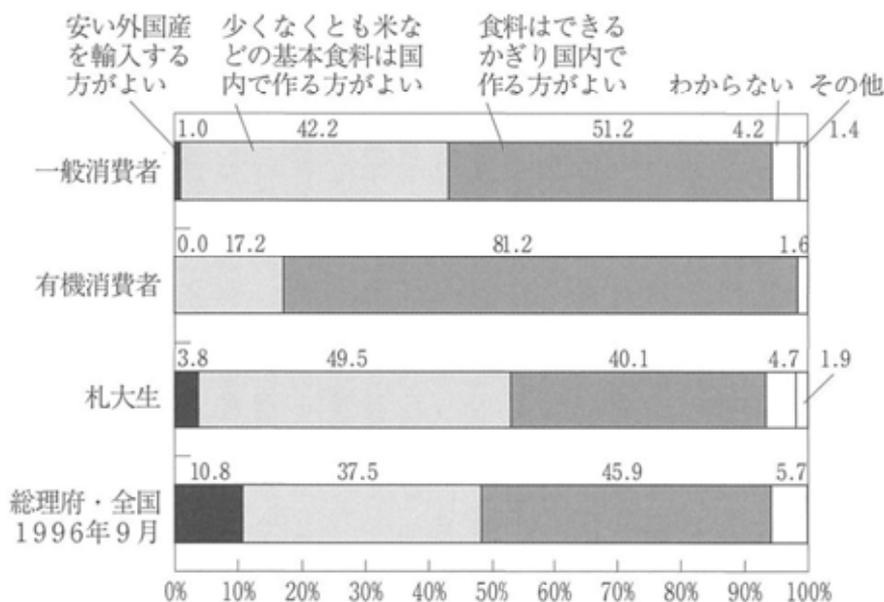
ここでは、新鮮で安全なものを求め、産地を選び、日本農業の発展を願う「健全な消費者」の姿が浮かび上がってくる。農業サイドにとつては喜ばしい結果であり、そのような消費者意識に依拠し、展望を見出し

たいところである。しかし、若者を中心に価格志向（安ければ産地や安全性は気にしない）は根深く、表示に対する関心はそれほど高くない（表示が読めない、判断出来ない）層もかなりいるとみてよいだろう。さらに、以上の調査結果を顔面通り受け取ってよいかどうか疑問もある。有機購買者のように、食にこだわり「実践」しているグループはともかく、この種のアンケートには「本音」と「建前」とが分離しがちであり、回答と実際の購買・消費行動とは必ずしも一致しない。消費者には「安全性志向」があるが、同時に「甘えの構造」もあるのである。消費者は、添加物はなるべく使用して欲しくないとしているが、添加物や鮮度保持剤に惑わされ、色鮮やかな見た目のよい食品をこぞって購入しているのも事実である。また、食べ物を粗末にし「乱れた食生活」が添加物、保存料の使用を促している。食材に対する知識のなさや表示知識のなさが、このことを増幅させている。

さらに、消費者は国産品にこだわり、国内農業を基礎にしているが、現実はい輸入農産物を前提にした日本人の生活スタイルや社会意識は浸透している。アンケート結果は、全体としては「価格」より「新鮮さ」や「安全性」の方を重視している。しかし、回答と実際の購買・消費行動とはかなりの差があるとみてよいだろう。消費者は「安く、新鮮で、安全なもの」を求めている。だが、あえて言えば、現在の日本にそんなものはない。「安いもの」は安全性と栄養価を犠牲にして成り立っており、「新鮮で、安全なもの」は手間暇やコストがかかるようになってきている。そういう農業・経済の仕組が作られてしまっているのである。そういう仕組を解き明かし、消費者が理解するようにならないと、この矛盾も解決しない。

その意味で食品表示のあるべき方向は、食生活や日本農業のあり方の問題に連なる。食生活のあり方は、見た目志向を克服し、食材を全て使う習慣をつけること、本物の食材での手作り食、旬のものを地域を大切にしたり食生活や伝統的食文化の復活をはかることであり、

図5 わが国の食料生産・供給のあり方



そのことがとりも直さず国内農業、地域農業を大切にすることにつながるものと思われる。


 ときの話題

# 新農業基本法と 価格政策

拓殖大学北海道短期大学  
元教授 塩沢 照俊

## 答申の基本的姿勢

一九九八年九月に、新しい農業基本法の基礎となる「食料・農業・農村基本問題調査会答申」が発表された。これに対し北海道新聞は早速九月一八日付社説において、「新基本法で農業発展は可能か」との論評を加えているが、その冒頭で「農業の基本は国民に対し安全・良質な食糧を、合理的な価格で安定的に供給することだ。同時に、農業者が他産業と同等の生計が営める所得を確保することも必要とする。そのような視点からすると、今回の答申は日本農業に指針を示したものは言い難い」と断定している。そして、わが国では一九六一年に施行された農業基本法があるが、「この時期なぜ農基法を変えなければならぬのだろうか」と問題提起し、これについて、次のように解説している。

「現行の基本法は農業総生産の拡大を目標にしており、農産物価格の安定のために財政支援措置を

とり、農産物の輸入制限を行う事が定められている。しかし、この現行法では、農産物の例外なき関税化と、生産利激的な政策の削減をうたうウルグアイラウンド農業合意とWTO（世界貿易機関）農業協定に反する。

生産利激的な政策とは、以前の米のように政府が価格を決めたり、加工原料乳のように生産者への助成を指す。つまり、国際的には農産物の過剰生産に困っている国が輸出しやすい環境を作るため、生産費の高い国の農業保護の水準を下げることで合意している。

だからといって、農基法を国際的な合意に沿った内容にする必要があるのだろうか。現在の合意は二〇〇〇年までの取り決めであり、それ以降については新たな交渉にゆだねられている。それにも関わらず基本問題調査会は、原則として国際交渉における日本の対応という最大の問題については触れずに論議し、今後の日本農業の在り方を答申している。しかし、結果としてWTO交渉の枠を越えられず、むしろ強く意識した内容とな



## 塩沢 照俊（しおざわ てるとし）さん

- 1953年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
- 同年 北海道総合開発委員会事務局に就職
- 1959年 北海道立農業研究所
- 1980年 拓殖大学北海道短期大学に転職  
（農業経営学、農業政策担当）
- 1982年 農学博士
- 1998年 拓殖大学北海道短期大学退職
- 同年 北海道地域農業研究所 嘱託研究員
- 1983年 著書「北海道農業の展開と構造」を  
北海道大学図書刊行会より刊行

った。答申への大きな疑問は、この基本的な姿勢に発している」と。

### 答申の価格政策

このような基本姿勢は、答申の各分野に共通して表れているが、ここでは価格政策の分野に絞って検討してみよう。答申はこれに関し「価格が需要の動向や品質に対する市場評価を適切に反映し、生産現場に迅速かつ的確に伝達するシグナルとしての機能を十分に発揮できるようにすることが必要である。そのためには生産者と需要者の間で価格形成がより円滑に行われるよう市場の機能を強化して行くべきである」「乳製品・砂糖・大豆等他の価格政策対象の品目について制度や運営の見直しを行うべきである」と述べている。

北海道の農業は、一方で難農激化、他方での規模拡大の下で、それなりの発展を遂げてきたが、その基礎には米、主要畑作物、生乳

などに対する価格支持があったことは周知の通りである。しかし、米については一九九五年二月に

食糧法が施行され、価格支持から市場原理へ転換し、その結果、一九九七年生産者米価は大暴落し、全国ほとんどの地域で生産費を割り込み、特に稲作専業農家の多い北海道では危機的状況に陥った。

これに対し政府は同年一月に、「新しい米政策」を発表し、その中の「稲作経営安定対策」で、主流通米の価格下落による打撃を緩和する措置を講じることとした。しかし、その内容は自主流通米価格形成センターにおける基準価格（過去三年間の平均）の二割を生産者が、六割を政府が拠出して資金造成し、基準価格と当年産価格との差額の八割を補填するものである。つまりこの対策は財源の一部を生産者が負担し、しかも価格下落防止ないし価格維持機能は全く持たないのである。（地域と農業第二九号、拙稿「政府発表の新たな米政策」参照）

また、政府は米に続いて麦について、一九九八年五月に「新たな麦政策大綱」を発表し、この三～五年の内に民間流通に移行することを予定している。この場合麦の



生産者と実需者との取引価格は、現行の政府売渡価格が目安となるが、これは現行の政府買い入れ価格の三分の一程度なので、これでは麦作の採算は全く成り立たない。このため「新たな麦政策大綱」では、「麦作経営安定資金」（仮称）を創設し、これによって価格補填することとしている。しかし、今後の麦作の担い手は生産性の高い経営体であること、作られるべき麦は実需者ニーズに的確に対応した良品質麦に限られること、生産性向上により麦の生産コストは低下することを前提にしている。従って、（取引価格＋麦作経営安定資金）によって全部の麦作農家の手取額が保証されるわけではない（地域と農業第三号、拙稿「新たな麦政策大綱と一九九八年産麦価」参照）。

こういう事態の下で「答申」は、現在の品目別価格支持制度全てを見直しを廃止して、「価格低落時の経営への影響を緩和するための所得確保対策を講じていく」としている。これは政府の財政負担額を限りなく縮小し、生産者が支出

### 新しい農業基本法に 盛り込むべき 価格政策

とすれば、新しい農業基本法に盛り込むべき価格政策は何か。確かにWTO農業協定では「生産刺激激的な政策の削減」をうたっているが、世界の多くの国々、地域では価格支持政策を維持しているのが現実である。その典型としてアメリカ力ではかつて「ローンレート制度」と「不足払い制度」の二段構えによる穀物等への価格・所得支持政策がとられてきた。このうち「ローンレート制度」はニューデイル農政（一九三三年農業調整法）以来のものであるが、これは生産者が農務省が設定した融資単価（ローンレート）よりも市場価



格が低い場合、市場で販売せずに、自分の生産物を担保にして商品信用公社（CCC）から融資を受ける。こうして多くの生産物が市場から隔離されて、やがて市況が回復してローンレートよりも市場価格が高くなれば、生産者はCCCに融資を返済して、担保にしていた自分の穀物を取り戻し、それを市場で販売する。

もし市況が回復しない場合等には、生産者は融資の返済をやめて担保生産物をそのままCCCに引き渡してしまふ事もできる。CCCは市況が回復するまで在庫として抱え込むか、あるいは補助金を付けて輸出する事もある。こうしてCCCによる融資が、実質的に市場価格に対する最低価格支持の機能を果たしてきたのである。

アメリカではこれに加えて一九七三年に「不足払い制度」が導入された。これはローンレートを国際価格にさやよせして、アメリカ穀物の国際競争力を強めるかわりに、農場の生産費をベースとした「目標価格」（ローンレートよりかなり高い）を設定し、市場価格あ

るいはローンレート（市場価格がローンレート以下になった場合）とこの目標価格との差額を、生産調整参加農家に不足払いとして直接給付するものである。これら二つの制度のうち、「不足払い制度」は一九九六年農業法によって撤廃されたが、「ローンレート制度」はWTO農業協定で削減対象になつていながらもかわらず残つており、現在アメリカ農民にとつて、この制度の効果が再認識されている。そしてアメリカはWTO次回交渉においても、この制度は無くさないだろうと見られている。

政府は、基本問題調査会の「答申」を受けて、九八年末までに「農政改革大綱」をまとめ、九九年には「新農業基本法」が制定される予定であり、また、これをもつてWTO次期交渉にのぞむことになる。今こそ、わが国においても北海道が中心となつて、主要農産物ごとに生産費・所得を保証するような価格支持の在り方を検討し、この内容を新しい農業基本法に盛り込むことが必要と考えられる。

## お知らせ

当日の出席者などに対し一定部数の配付を行いました。反響が大きく、その後、追加配付の希望がありましたので、実行委員会では昨年十二月に第二刷りを行い対応しております。

農業関係者には相当数配られているので既にお目通しのこととは思いますが、広く教育関係者などにも一読を勧めたいのですが、適当な方法がない状況にあります。もしも関心を持ち、必要な方がおられましたら、次ぎにより申し込まれますよう紹介願います。

◇シンポジウム「農業のもつ教育力」  
—農業・農村が育む人間性—(記録集)

発行 「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会  
本会二〇〇ページ

内容 記録写真、シンポジウムの記録、主な新聞雑誌の報道記事、アンケート調査の結果、会場での配付資料

頒 価 一、〇〇〇円(税込送料込)  
申込先 札幌市中央区北一条西七丁目一—  
住友海上札幌ビル8階  
(財)北農会内

「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会事務局

電話〇一一(二五)三三三五

Fax〇一一(二七)五一一六

〇振込先 北洋銀行道庁支店

〇座番 三三一一五二〇

〇座名 農業のもつ教育力シンポジウム実行委員会

委員長 黒柳俊雄

◎図書刊行の紹介  
『二十一世紀の北海道農業と農村—新たな基本法の制定に向けて—』

新たな基本法の制定は北海道農業にとっても極めて重要な意味をもつことから、当研究所では一昨年七月、北海道開発局の協力のもとに大学や農業試験場の研究者を構成員とする「北海道農業農村基本問題研究会」を設置し、約一年間

の分析・検討を行いました。その結果をまとめ、このほど二十一世紀の北海道農業と農村—新たな基本法の制定に向けて—として出版しました。

昨年九月国の食料・農業・農村基本問題調査会による答申が行われました。それに基づく「新しい基本法」と関連法案の検討がなされ、すでに政策目標や具体的な政策プログラムがだされているところですが、北海道の地域にとって必ずしも方向が見えてこない実態にあります。

したがって、現行基本法下での北海道農業の現状を明らかにし、新たな基本法に対する北海道からの提言などが盛り込まれている本書でのまとめは、今後の施策展開の反映などに役立つものと考え、農業関係者の学習はもちろんのこと、広く道民の理解をうるための好資料と思われる。

◇『二十一世紀の北海道農業と農村—新たな基本法の制定に向けて—』

著者 研究会構成メンバー

## 「農業のもつ教育力」シンポジウム記録集発行の紹介

—昨年四月札幌で開催された「農業のもつ教育力」シンポジウムは、全国初の催しとして行われましたが、これを主催した実行委員会では昨年十月、当日の催しの全容をまとめた「記録集」を発行しました。

実行委員会では、財源的に厳しい実態にあつたため、当研究所において編集と発行に協力しましたので、会員にはすでに無償配付しました。

学校教育に農業体験を組み込むための協議が、農水、文部両省間で始まり「食教育」の充実など、農業・農村の多面的な一分野として「農業のもつ教育力」が改めて評価されております。

太田原 高昭(北大農学部・教授他七名による)

編集 北海道地域農業研究所

刊行 北海道協同組合通信社

体裁 B5版、表紙レザック、

本文一七〇ページ

価格 二千円(税込み)

送料四百円

申込先 北海道協同組合通信社

電話〇一(三三三)

五二六

Fax〇一(二〇九)

〇五三四

### ◎シンポジウム「試される大地・エゾシカとの共生」

— 明るい北海道の未来に向けて —

(社)日本技術士会北海道支部及び北海道技術士センターでは、地域産業研究会を発足し、主として企業内「技術士」による農業・農村及び関連産業の研究を続けておりますが、その一環として、道東地方を中心にエゾシカによる農林被害や交通事故の課題についてシンポジウムを開く計画をしてお

ります。

平成十一年三月五日、北海道大 学学術交流会館を予定してありますが、詳細については別途各関係機関を通じて案内されるので、関心のある方は今から予定されるようお知らせします。

この問題はご承知のとおり、農林被害と自然保護の両面からはつねに対立する関係にあるなど、地域としては大きな問題になっていきます。

したがって、話題提供は①生息実態の概要報告、②駆除現場における実態報告、③自然保護の観点からの報告、④農業被害の概要報告、⑤森林被害の概要報告、⑥シカの有効活用と地域振興の事例報告など多彩に盛り込まれております。

なお、照会事項などありましたら次にご連絡下さい。

◇(社)日本技術士会北海道支部 北海道技術士センター

札幌市厚別区厚別中央一条五丁目 四番一号

北海道開発コンサルタンツ(株)内

電話〇一(八〇二)一六一七

地域産業研究会エゾシカ

シンポジウム実行委員会



### 研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

(平成十年十月～平成十一年二月)

○第九回北海道農業経済学会・個別報告

主 催 北海道農業経済学会

とき 平成十年十月23日

テーマ 「酪農専業地域における草地整備効果の顕在化の可能性と条件」

報告者 北倉 公彦(当研究所・特別参与)

○全農札幌支所職員研修会

主 催 全農札幌支所

とき 平成十年十一月4日

テーマ 「北海道農業の現状とかがえる課題」

講演者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○平成十年度特設「農産物市場

経済コース」研修

主 催 国際協力事業団(JICA)、

支援(帯広市他)

とき 平成十年十一月5日

テーマ 「研修員成果発表会での助言」

対応者 富田 義昭(当研究所常務理事)

○十勝圏物流セミナー

主 催 十勝支庁地域政策部

とき 平成十年十一月11日

テーマ 「道東地区における農業関連貨物の物流について」

講演者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○青森県々飛躍の芽」大集会

主 催 青森県農林部

とき 平成十年十一月12日

テーマ 「農業新時代実現の手順—明日の日本を支える青森農業—」

講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

○南留萌地域広域農村総合整備

主 催 基本調査現地検討会

環境保全サイエンス(留萌

開発建設部)

とき 平成十年十一月17日

テーマ 「南留萌地域の農業・農村の現状と今後の方向」講演者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○第2回北農技術コンサルタンツ登録者の集い・研修

主 催 北農会農業技術コンサルテ

ィングセンター

とき 平成10年11月19日  
テーマ 「新農業基本法と北海道農業農村の進路」調査会最終

講演者 菅甲と新農業法への提言―  
太田原 高昭(北大農学部・教授)

○J A ほか創立五十周年記念講演  
主 催 J A ほか

とき 平成10年11月19日  
テーマ 「5年先、10年先の展望を拓く」

講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

○農業改良普及センター研修会  
主 催 石狩中部農業改良普及センター

とき 平成10年12月9日  
テーマ 「石狩農業の課題と農業振興上の留意点について」

講演者 佐伯 憲司(当研究所・研究部長)

○南留萌地域広域農村総合整備基本調査現地検討会  
主 催 環境保全サイエンス(留萌開発建設部)

とき 平成11年1月25・26日  
テーマ 「南留萌地域の農業・農村の現状と今後の方向」

講演者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○第6回農村ホリデー  
フォーラム・講演

主 催 北海道農政部署農村計画課  
とき 平成11年1月28日  
テーマ 「農業の多面的価値と教育力」

講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

## DATA FILE

### 関連事項/DATA

**ホクレン農業協同組合連合会**  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西1丁目  
☎ 011(232)6108 広報宣伝課

**北海道農業開発公社**  
〒060-0005  
札幌市中央区北5条西6丁目  
☎ 011(271)2231  
農地開発センター内

**北海道拓殖短期大学**  
〒074-0015  
深川市メム4558  
☎ 0462(3)4111

**北海道大学**  
〒060-8589  
札幌市北区北9条西9丁目  
☎ 011(716)2111

**札幌大学**  
〒062-8520  
札幌市豊平区西岡3条7丁目  
☎ 011(852)1181

**コープさっぽろ生活文化研究所**  
〒060-  
札幌市中央区北7条西18丁目  
☎ 011(641)4417

**酪農総合研究所**  
〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目  
☎ 011(271)3851

## 編集後記

野菜不足解消策として中国からキヤベツの緊急輸入が決まったと言うニュースが報道された。高騰する国内品に対して半額程度の価格は、確かに魅力的で、わずかに〇〇ほどであつてもそれなりの効果を果たしたと思われる。しかし、それならなぜ普段から、もっと多くの量の野菜がコンスタントに、最も近い中国から輸入されないのだろうか？

これは、どうも二つの理由があるらしい。一つは例の平成六年の米不足による緊急輸入の時と同じで、日本人は本来的に国内物指向が強く、平時に戻るとすぐに輸入物には見向きもしなくなると言うことを、取り扱いの輸入商社が知っていること。もう一つはあまり知られていないが「植物防疫法」がその要因として考えられる。植物防疫法ではそれぞれの害虫ごとに対象地域と輸入禁止植物が記載されており、日本の生態系を守る態として機能しているが、中国からの輸入禁止植物の中から主な野菜・果物をあげてみると、キュウリ、スイカ、カボチャ、トマトを含まず、シソ科、インゲン、ささげ、唐辛子、シントウ、サツマイモ、柑橘類、ヒワ、桃、スモモ、梨、ブドウ、リンゴ、柿類、ザクロ、イチジク、バナナ、クルミ、と言った具合で、解放されている野菜を探すのに苦労する。

これらの野菜も輸入された時点で植物防疫を受けて、中から規制されている虫が発見されると、臭化メチル等の薫蒸処理を受けるか、または輸入先に持ち帰らなければならぬ。いずれも大変なコストがかかるため、やむなくポストハーベストに走る。これは輸入野菜果物の宿命と言えるかも知れない。

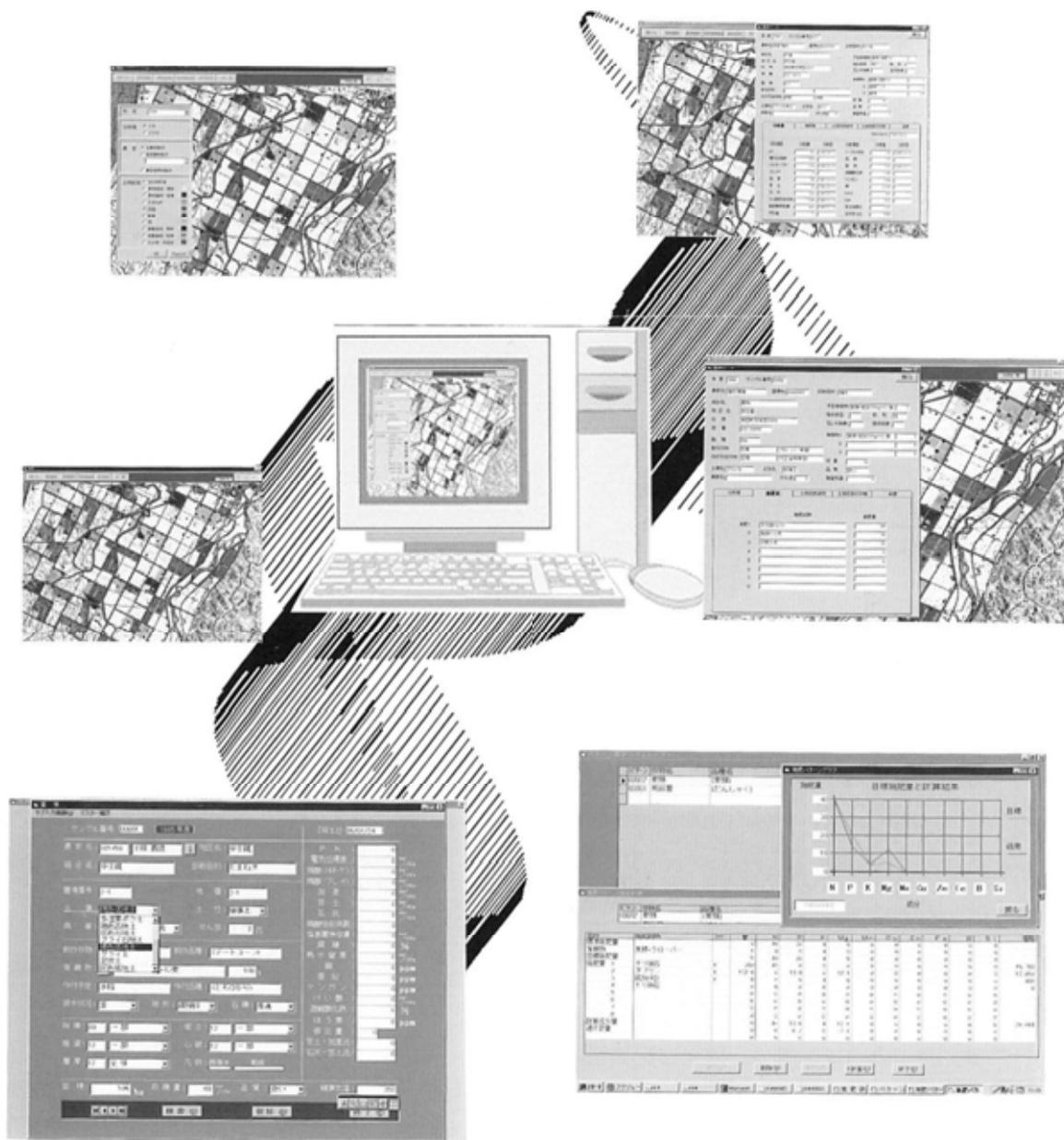
一方で、日本の漬物会社が中国に進出して、日本の種で契約栽培によって完成品まで作っていることは、以外と知られていない。初めは塩蔵等の一次加工で国内に輸入していたが、人件費や輸送効率(これが、コストの中で最も大きな要素で、製品にしたほうがはるかに効率が上がる)の面から製品輸入に切り替えている。漬物物になってしまえば、我々は抵抗無く、又は知らずにそれを食べているわけだが、この辺が我々消費者の知恵の限界で、プロはその盲点を巧みに利用して利益を得ると言うことか。

キヤベツは、植物防疫法の数少ない規制対象外品目だったということ、外にも高い野菜があるのになぜ？と言う疑問の答えが得られるし、因らずも植物防疫法が日本の野菜自給率に貢献していることと見るのはうがちすぎだろうか。(K・S)

# 地図とデータベースカネドッキング

## 圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596



活力ある **明日** の農業・農村を拓くため

## 農地の効率利用を促進する 農地保有合理化促進事業

この事業は、農地を買入・借入れし、集団化や開発  
造成を行って、規模を拡大したい方や新規就農者に売  
り渡し・貸付を行うものです。

**(財)北海道農業開発公社**

060 札幌市中央区北5条西6丁目 農地開発センター内  
TEL 011(271)2231